

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

近江八幡市 こども・若者・子育て支援計画 案

令和 年 月

近江八幡市

2 目次

3	第1章 計画の策定にあたって	4
4	1 計画策定の背景と趣旨	4
5	2 計画の位置付け	5
6	3 計画の期間	6
7	4 計画における「こども」「若者」の考え方について	6
8	5 計画の掲載データについて	6
9	第2章 こども・若者・子育て家庭の現状と課題	7
10	1 統計データでみえる近江八幡市	7
11	2 アンケート調査結果からみえる近江八幡市	22
12	3 これまでの主な取組の進捗状況	40
13	第3章 計画の基本的な考え方	44
14	1 基本理念	44
15	2 計画推進にあたっての視点	45
16	3 基本目標	45
17	4 施策の体系	48
18	第4章 施策の展開	49
19	1 こども・若者の権利が守られるまちづくり	49
20	2 こどもを安心して生み育てられる環境づくり	52
21	3 すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境づくり	58
22	4 地域社会全体で子育てを支え、こども・若者が様々な学びや遊びに出会えるまちづくり...	63
23	5 きめ細やかな関わりを必要とするこども・若者・家庭への支援	68
24	6 こども・若者の自立と社会参画に向けた支援体制づくり	74
25	第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期	76
26	1 提供区域の設定	76
27	2 人口の見込み	77
28	3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	78
29	4 乳児等通園支援事業	80
30	5 地域子ども・子育て支援事業	82
31	6 就学前教育・保育の提供及び小学校との連携の推進	92
32	7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	92

1	第6章 計画の推進	93
2	1 推進体制	93
3	2 こども・若者の意見を施策に反映させる取組	93
4	3 進捗管理、評価・見直し	93
5	資料集	94
6	1 近江八幡市こども・子育て会議 委員名簿	94
7	2 計画策定経過	95
8	3 こども・若者の意見聴取	96
9	4 用語解説	97
10		
11		

第1章 計画の策定にあたって

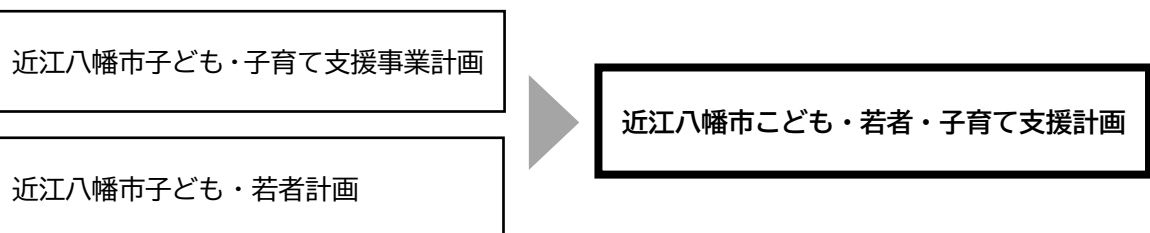
1 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月、新たに「こども基本法」が施行されました。この法律では、日本国憲法や子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画策定の努力義務などについて定められました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた国の方針が示されました。

本市では、これまでこども・子育て並びに若者支援について、「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」と「近江八幡市子ども・若者計画」の2つの計画を策定し、それぞれの計画に基づき施策を推進してきました。

このたび、こども基本法に定める「市町村こども計画」の策定を行うため、また、こども・若者・子育てに関する支援施策を切れ目なく提供し、より効率的かつ効果的な施策展開を実現するため、「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」と「近江八幡市子ども・若者計画」の2つの計画を一体のものとし、令和8年度から令和11年度までを計画期間とした、「近江八幡市こども・若者・子育て支援計画」を策定します。

こども・若者・子育て当事者一人ひとりが多様な夢や希望を抱き、それを実現できる社会となるよう、本計画に基づき、こども・若者・子育て施策を総合的に推進していきます。

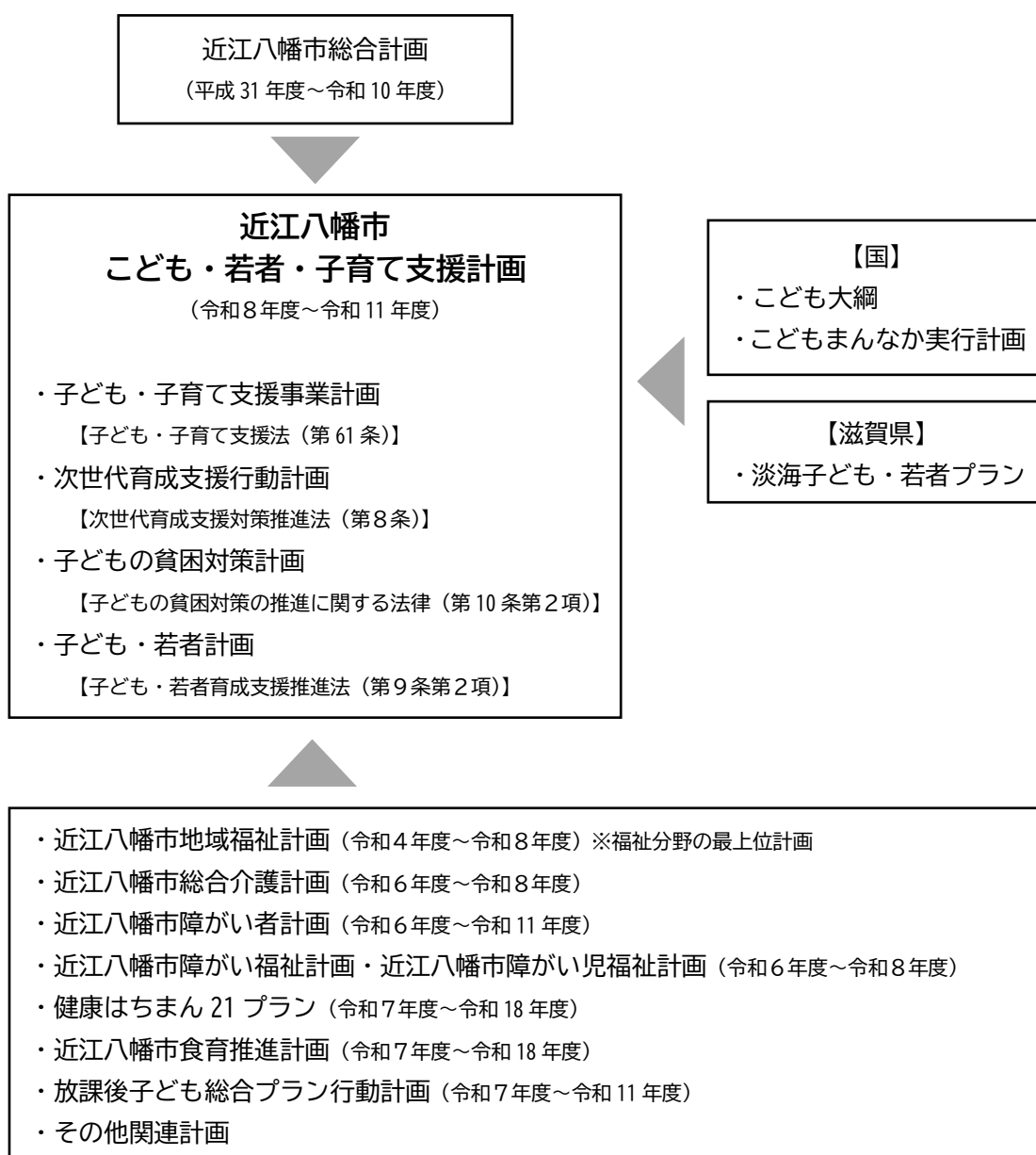


2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」として位置づけます。

また、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「子どもの貧困対策についての計画」を含めます。

本計画の策定に当たっては、近江八幡市におけるこども・若者・子育て施策を総合的に推進するため、「こども大綱」及び「淡海子ども・若者プラン」を勘案し、「近江八幡市総合計画」をはじめ、他のこども・若者・子育てに関連する行政計画の内容との整合を図り策定します。



3 計画の期間

本計画は令和8年度から令和11年度までの4年間を計画対象期間とします。

なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定				

4 計画における「こども」・「若者」の考え方について

こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

全てのこどもについて、その健やかな成長、発達及び自立が図られる権利が等しく保障されること等が定められている同法の基本理念を踏まえ、その期間を一定の年齢で画することがないよう、本計画においても基本的に「こども」表記を用います。

なお「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」では思春期及び青年期の者とし、特に青年期の全体が範囲に入ることを明確にする場合は「若者」の語を使用しています。本計画においても、施策の対象を分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、思春期及び青年期の範囲を含む場合において、「若者」の語を用います。

こども	・ 心身の発達過程にある者（こども基本法第2条） ・ 若者も含む ・ 法令根拠のある用語、既存の事業や組織の名称等の固有名詞等を用いる場合を除き、基本的に「こども」を用いる
若者	・ 思春期（中学生年代から概ね18歳まで）、青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の範囲を含むことを明確にする場合に用いる

5 計画の掲載データについて

本計画は、「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」と「近江八幡市子ども・若者計画」の2つの計画を統合しており、アンケート調査結果や主な取組の進捗状況（第2章の2、3）及び教育・保育の量の見込み等（第5章）の内容は、令和7年3月策定の「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画「ハチピープラン」」に掲載の内容を再掲しています。ただし、第5章については、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の量の見込み等を本計画で新たに追加し掲載しています。

第2章 こども・若者・子育て家庭の現状と課題

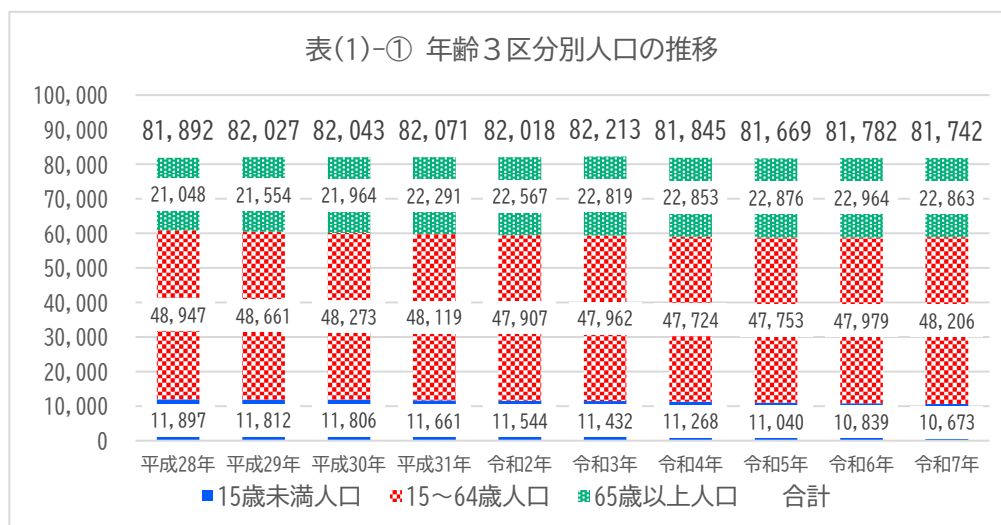
1 統計データでみえる近江八幡市

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は平成28年から、概ね82,000人前後で推移しており、令和7年4月現在で81,742人となっています。

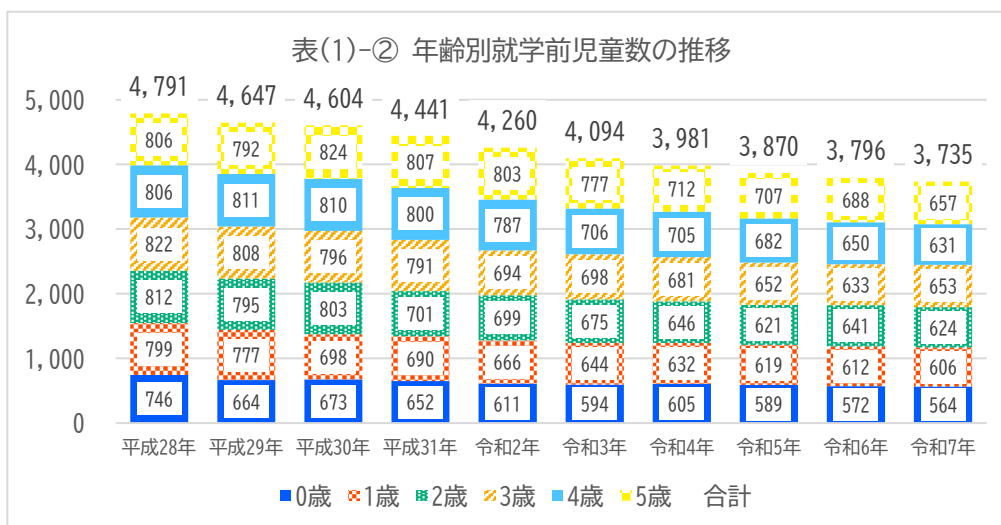
また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、15歳未満人口は減少しているのに対し、65歳以上人口は増加しています。15～64歳人口については、ほぼ横ばいです。



【出所】住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

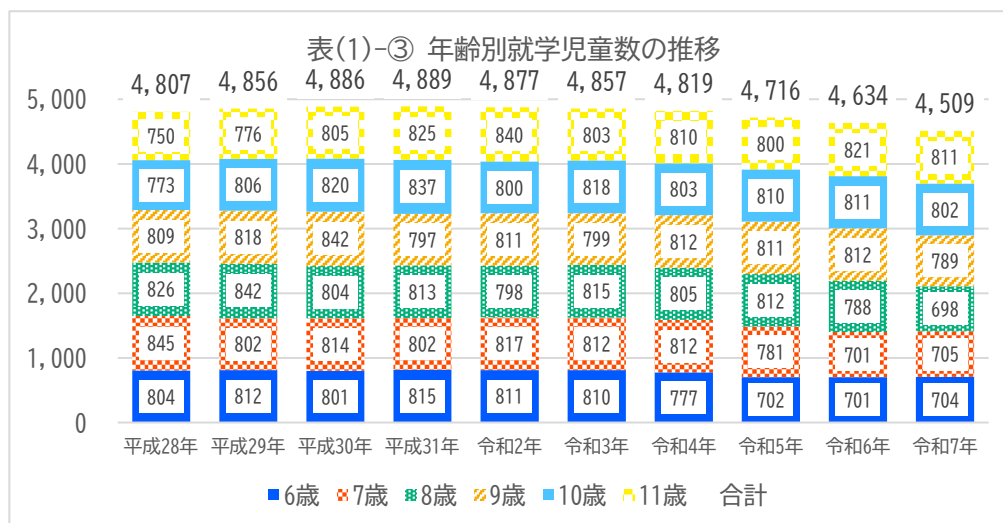
本市の0歳から5歳（就学前）の人口は、平成28年と比較して1,056人減少し、令和7年4月現在で3,735人となっています。いずれの年齢層も減少しており、0歳の人口は、平成28年と比較して182人減少しています。



【出所】住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子どもの人口は、令和2年以降は減少しており、令和7年4月現在で4,509人となっています。6歳の人口は、平成28年と比較して100人減少しています。

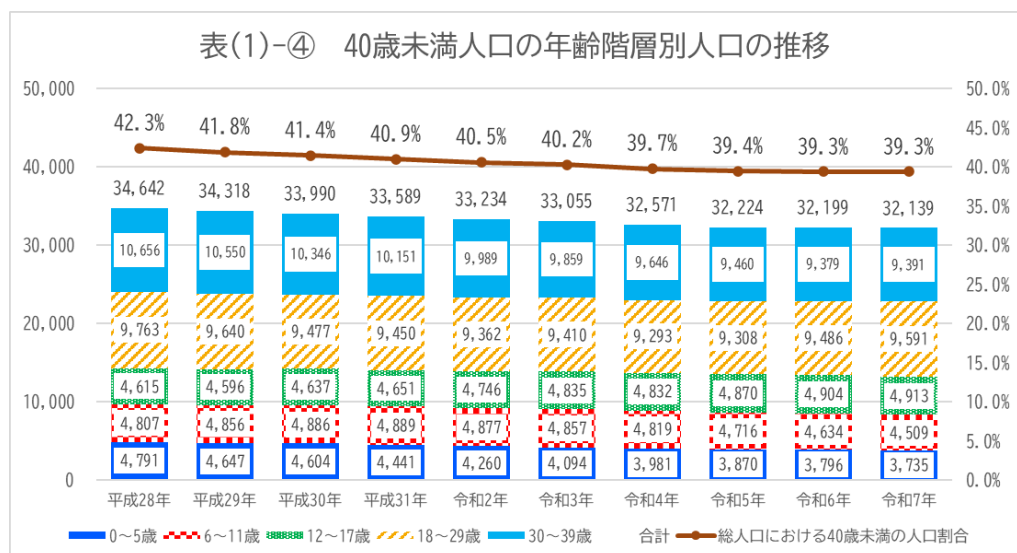


【出所】住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 40歳未満人口の年齢階層別人口の推移

本市の40歳未満人口は年々減少しており、令和7年4月現在で32,139人となっています。年齢階層別にみると、「12～17歳」では増加していますが、「0～5歳」、「6～11歳」、「18～29歳」、「30～39歳」では減少しています。

また総人口に占める40歳未満人口の割合は減少しており、令和7年4月現在では39.3%となっています。



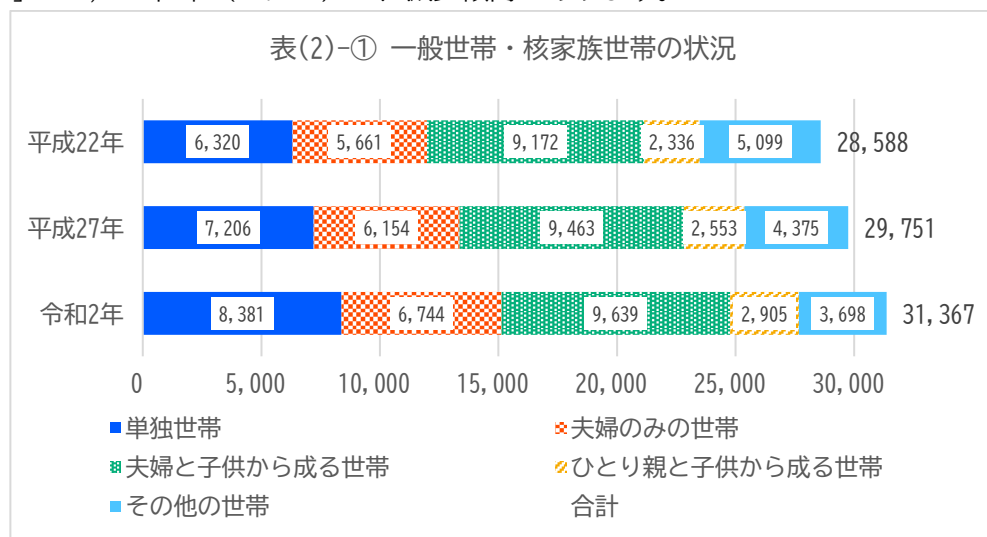
【出所】住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯は、増加傾向にあり、令和2年では全体で31,367世帯となっています。

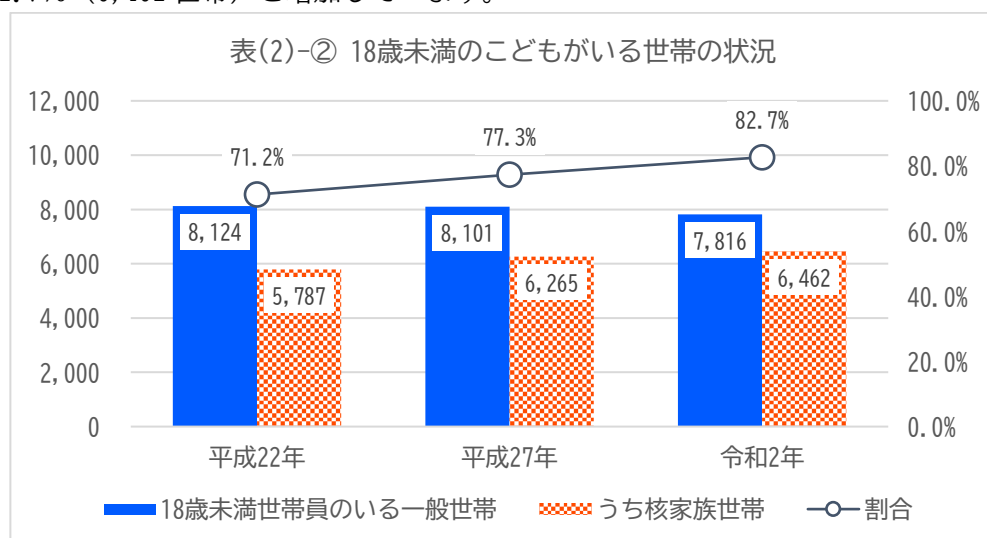
世帯の家族類型別にみると、「単独世帯」（世帯人員が1人の世帯）は8,381世帯（一般世帯の26.7%）、核家族世帯は、「夫婦のみの世帯」が6,744世帯、「夫婦と子供から成る世帯」が9,639世帯、「ひとり親と子供から成る世帯」が2,905世帯となっており、合計で19,288世帯（61.5%）といずれも増加しています。多世帯同居などの「その他の世帯」は3,698世帯（11.8%）で、減少傾向にあります。



【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

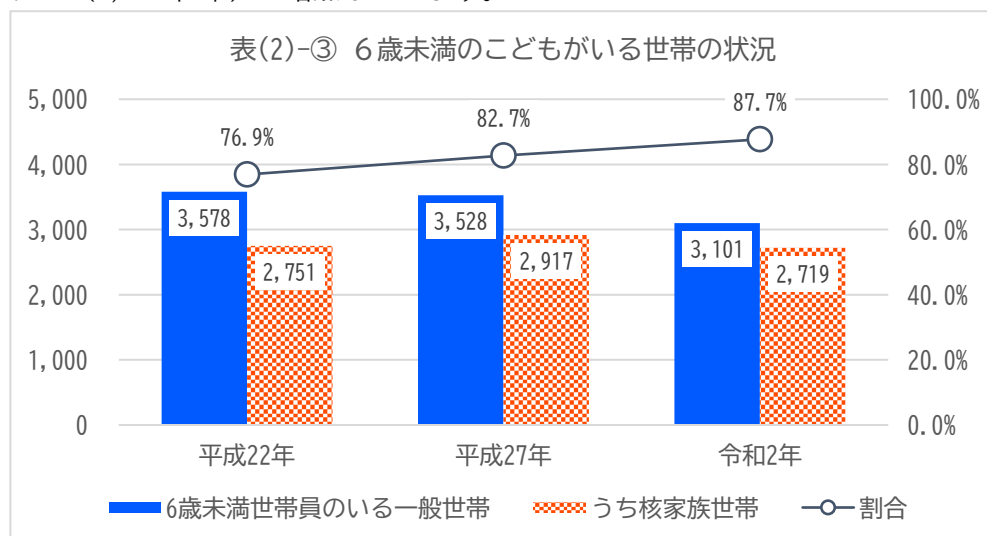
本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で7,816世帯となっています。そのうち18歳未満のこどもがいる核家族世帯が占める割合は、82.7%（6,462世帯）と増加しています。



【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

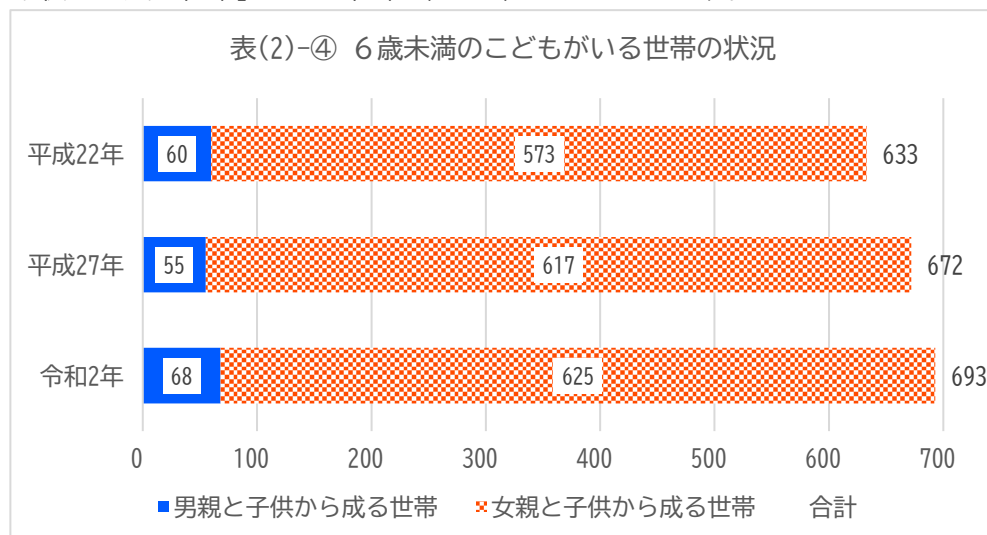
本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で3,101世帯となっています。そのうち6歳未満のこどもがいる核家族世帯が占める割合は、87.7%（2,719世帯）と増加しています。



【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいるひとり親世帯は年々増加しており、令和2年で693世帯となっています。内訳として、「男親と子供から成る世帯」は68世帯（9.8%）、「女親と子供から成る世帯」は625世帯（90.2%）となっています。

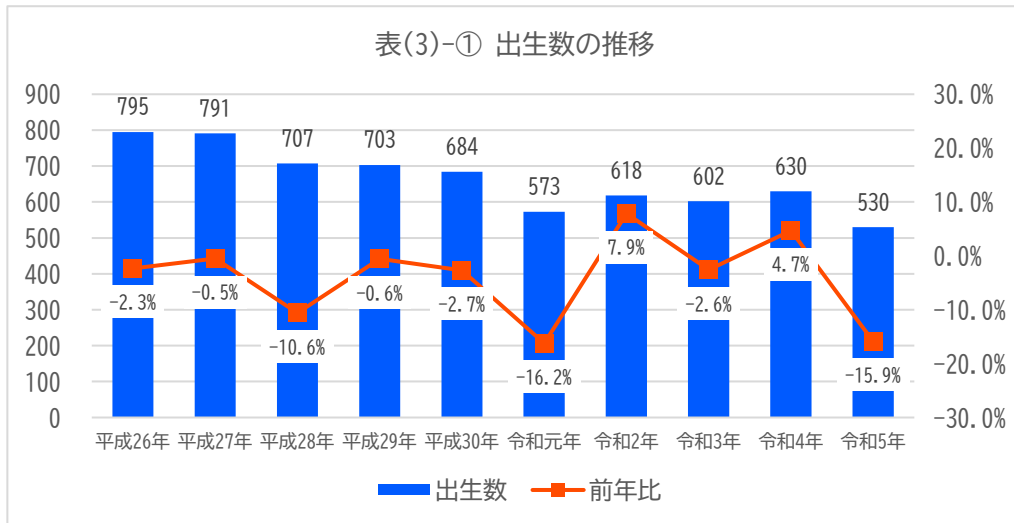


【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、増減を繰り返しながら、全体として減少傾向にあり、令和5年は530人となっています。平成30年の684人と比較して2割以上（154人）減少しています。

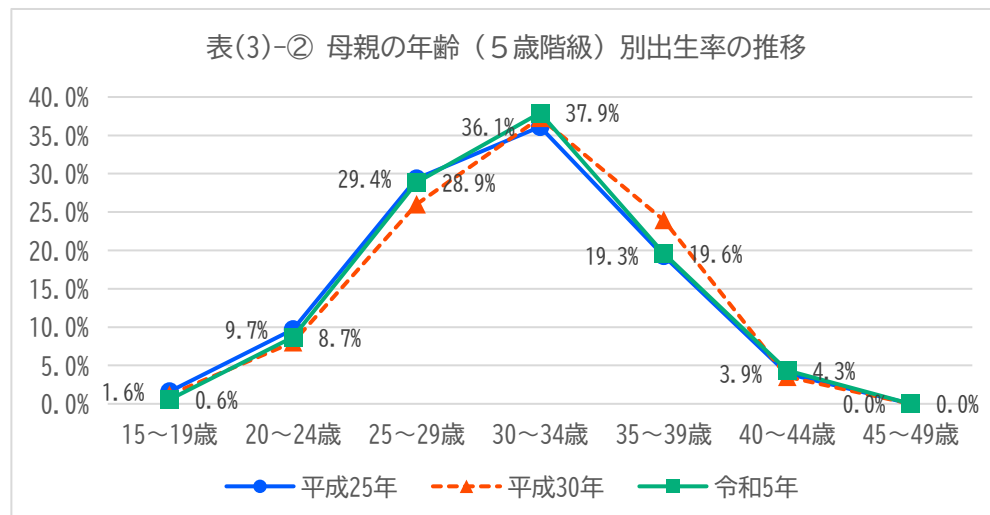


【出所】滋賀県人口動態調査

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率は、令和5年は「30～34歳」（37.9%）が最も多く、次いで「25～29歳」（28.9%）、「35～39歳」（19.6%）となっています。

この傾向は、平成25年から令和5年まで同様ですが、年々30歳以降の出生率が増加しており（平成25年59.3%→令和5年61.8%）、晩産化が進行していることがうかがえます。



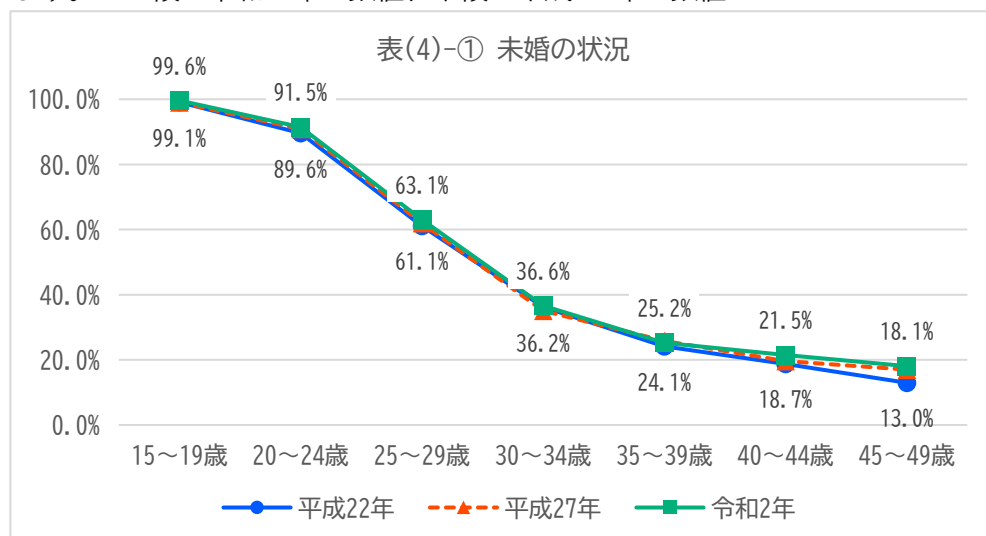
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成25年	1.6	9.7	29.4	36.1	19.3	3.9	0.0
平成30年	1.2	8.0	26.0	37.3	24.0	3.5	0.0
令和5年	0.6	8.7	28.9	37.9	19.6	4.3	0.0

【出所】厚生労働省人口動態調査（平成25年、平成30年、令和5年）

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢（5歳階級）別未婚率の推移

本市の年齢（5歳階級）別未婚率の推移をみると、すべての年齢で未婚率が上昇しています。※上段が令和2年の数値、下段が平成22年の数値

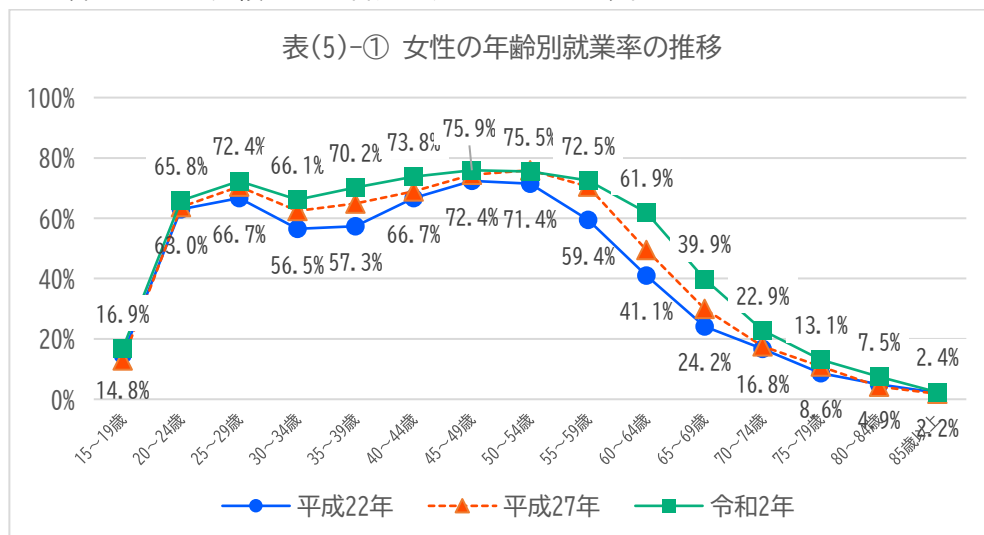


【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、増加傾向にあります。出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブについては、落ち込みの大きい「25～29歳」から「35～39歳」の就業率が上昇しており、緩やかな台形に近づいています。



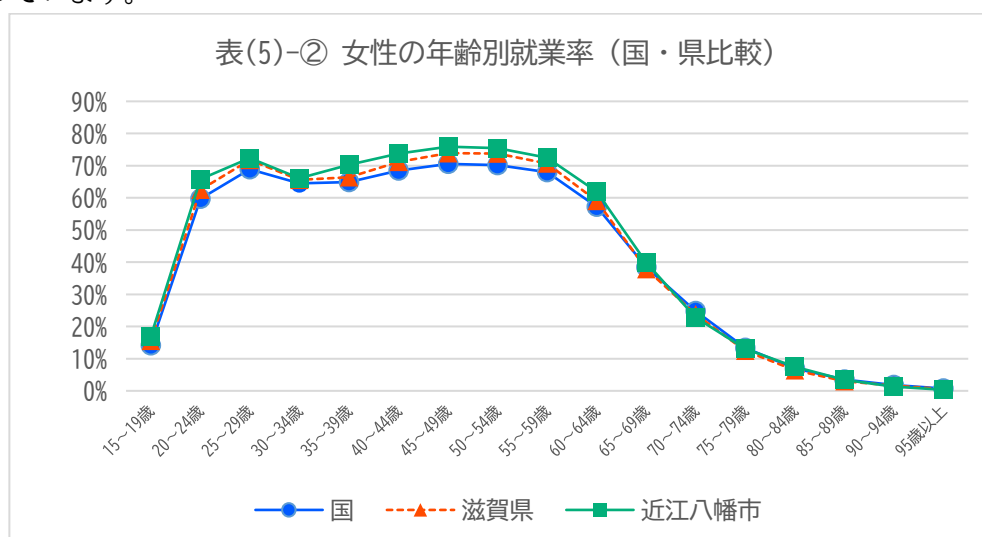
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成22年	14.8%	63.0%	66.7%	56.5%	57.3%	66.7%	72.4%	71.4%
平成27年	12.9%	63.8%	70.5%	62.4%	64.9%	68.9%	74.5%	75.9%
令和2年	16.9%	65.8%	72.4%	66.1%	70.2%	73.8%	75.9%	75.5%

	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成22年	59.4%	41.1%	24.2%	16.8%	8.6%	4.9%	2.2%
平成27年	70.5%	49.5%	30.0%	17.5%	10.9%	4.2%	1.8%
令和2年	72.5%	61.9%	39.9%	22.9%	13.1%	7.5%	2.4%

【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、滋賀県と比較すると、ほぼ同じような動向を示していますが、「15～19歳」から「60～65歳」まで国・県よりも高い就業率となっています。



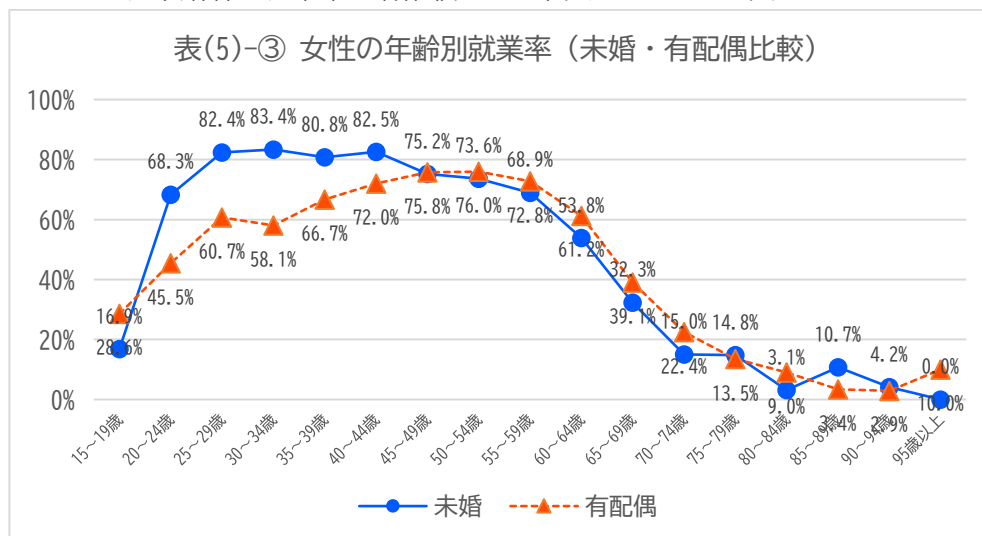
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
全国	14.2%	59.7%	68.9%	64.5%	64.9%	68.5%	70.6%	70.2%	68.0%
滋賀県	15.6%	62.6%	71.8%	65.6%	66.4%	71.1%	73.9%	73.7%	70.7%
近江八幡市	16.9%	65.8%	72.4%	66.1%	70.2%	73.8%	75.9%	75.5%	72.5%

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上	総数
全国	57.3%	38.5%	24.8%	13.3%	7.0%	3.5%	1.8%	0.7%	46.5%
滋賀県	59.0%	37.9%	23.8%	12.5%	6.4%	3.0%	1.6%	0.6%	48.8%
近江八幡市	61.9%	39.9%	22.9%	13.1%	7.5%	3.4%	1.3%	0.3%	49.8%

【出所】国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別就業率（未婚・有配偶比較）

本市の令和2年の女性の未婚・有配偶別就業率をみると、「20～24 歳」から「40～44 歳」において、未婚者の就業率が有配偶よりも高くなっています。

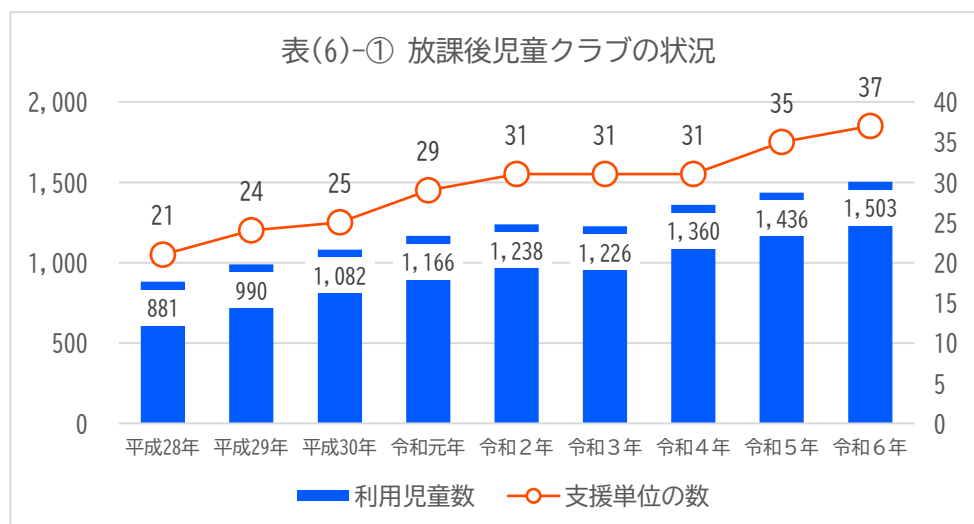


【出所】国勢調査（令和2年）

（6）放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは年々増加する利用ニーズに対応する為、拡充を図っています。令和6年で支援の単位（※1 支援単位あたり概ね 40 人）は 37、利用者数は 1,503 人となっています。

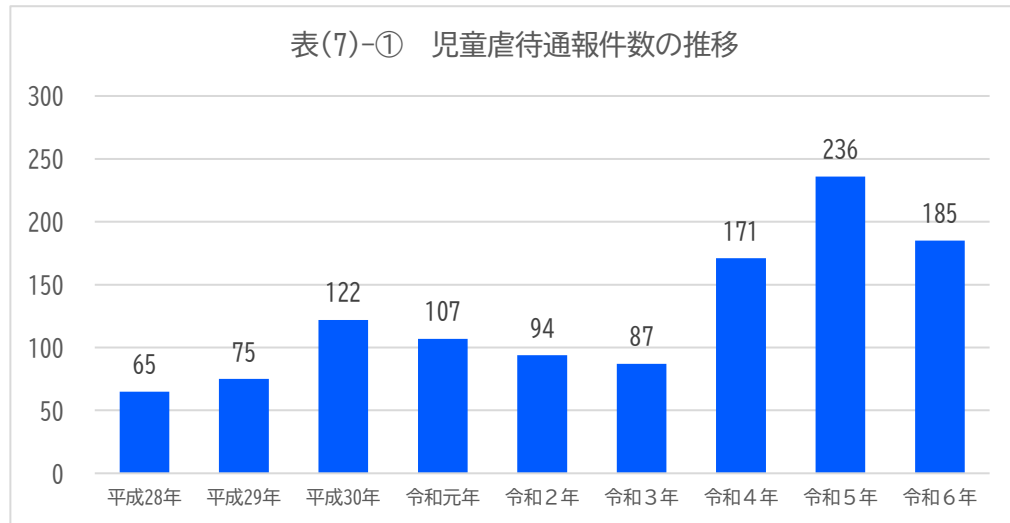


【出所】近江八幡市（子育て政策課）※年度

(7) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

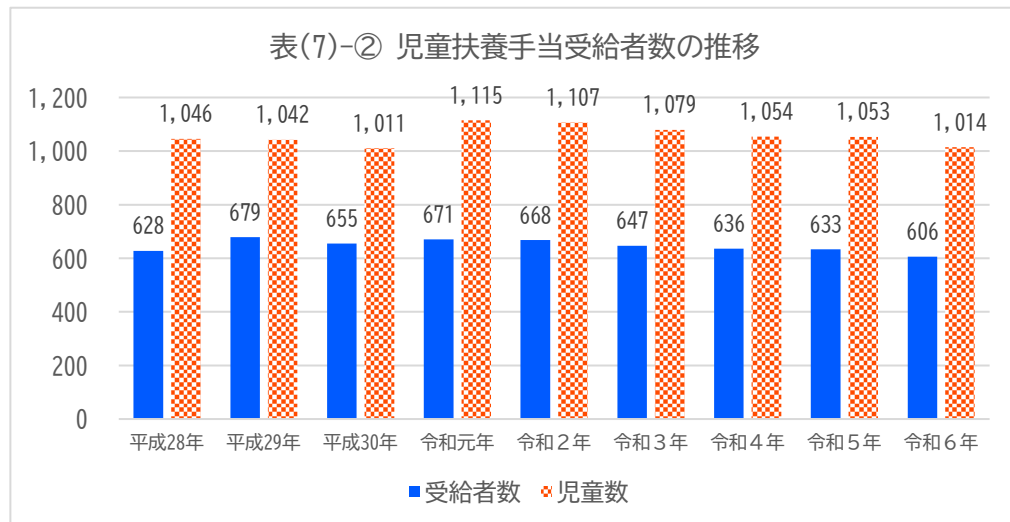
本市の児童虐待通報件数は、令和3年から令和4年にかけて急増し、令和6年で185人となっています。



【出所】近江八幡市（こども家庭センター）※年度

② 児童扶養手当受給者数の推移

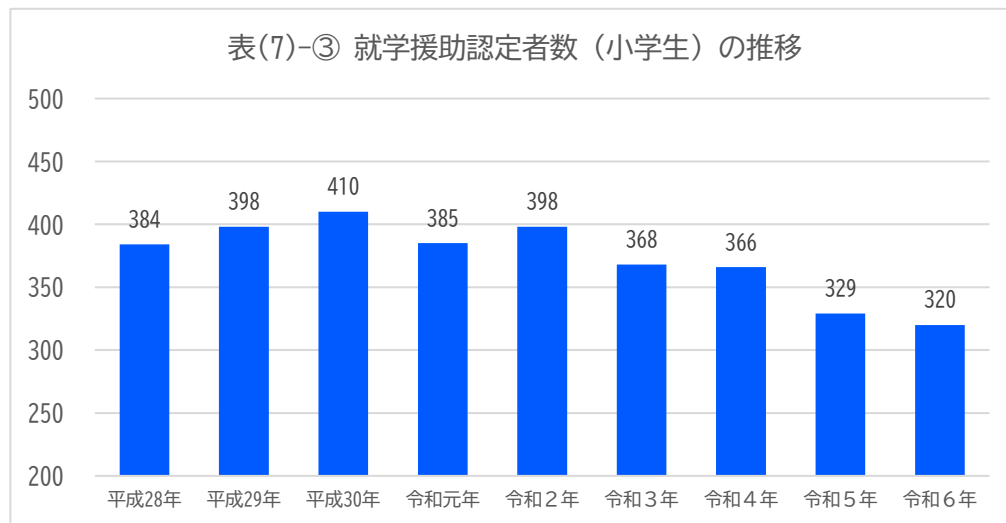
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は、近年はほぼ横ばいで、令和6年で受給者数が606人、受給対象児童数が1,014人となっています。



【出所】近江八幡市（こども家庭センター）※年度末時点

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

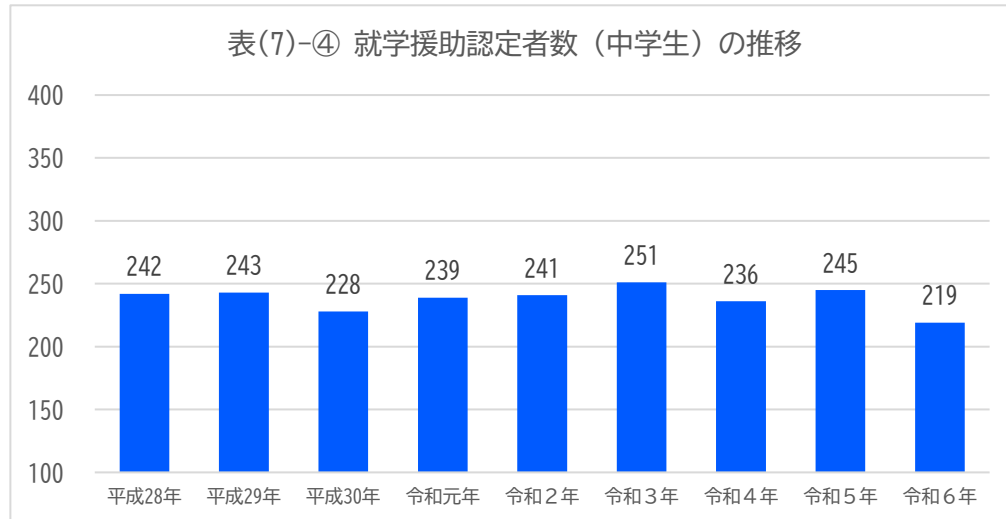
本市の小学生における就学援助認定者数は、令和2年から減少傾向にあり、令和6年で320人となっています。



【出所】近江八幡市（学校教育課）※年度

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数は、近年はほぼ横ばいで、令和6年で認定者数が219人となっています。

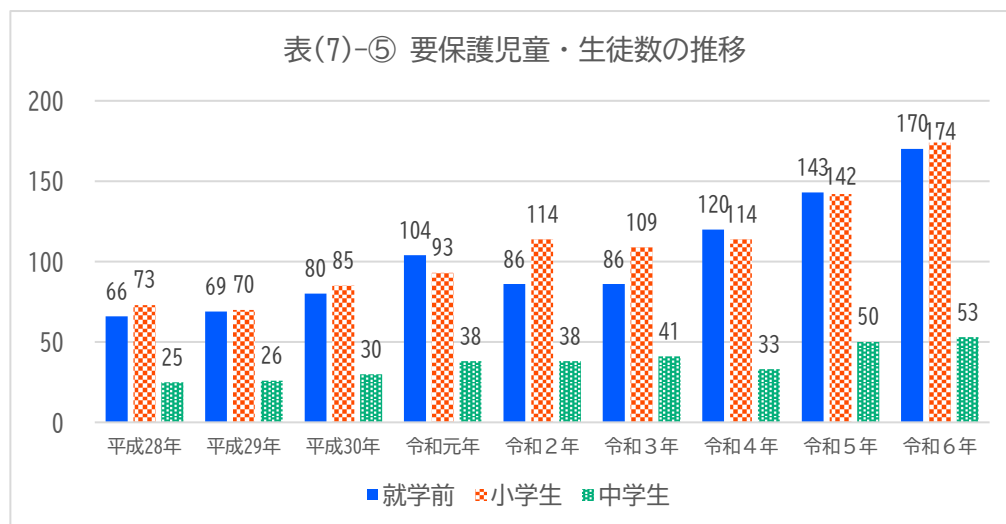


【出所】近江八幡市（学校教育課）※年度

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童数（就学前）は、令和3年以降増加しており、令和6年で170人となっています。

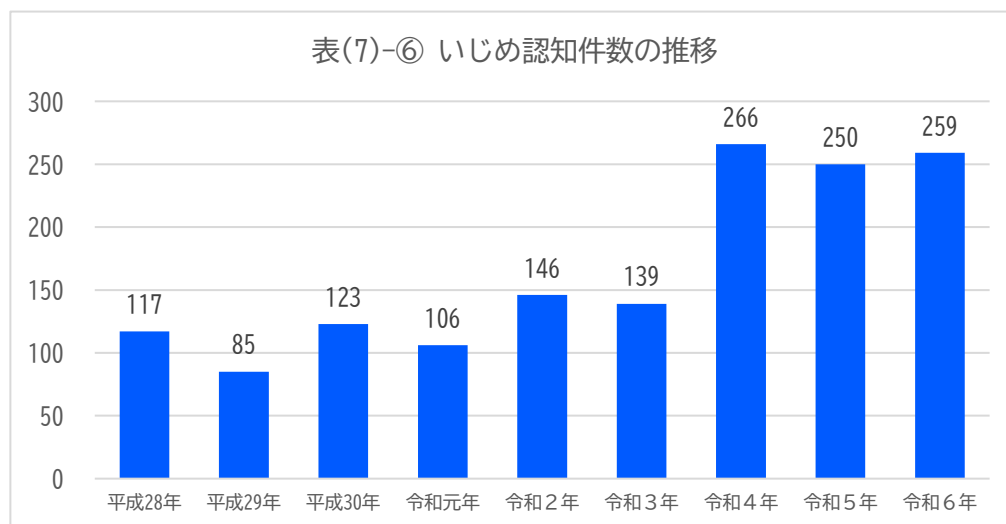
また、要保護児童数（小学生）は平成29年以降増減をくり返しながら、増加傾向で推移しており、令和6年で174人となっています。要保護児童数（中学生）についても、増加し令和6年で53人となっています。



【出所】近江八幡市（こども家庭センター）※年度

⑥ いじめ認知件数の推移

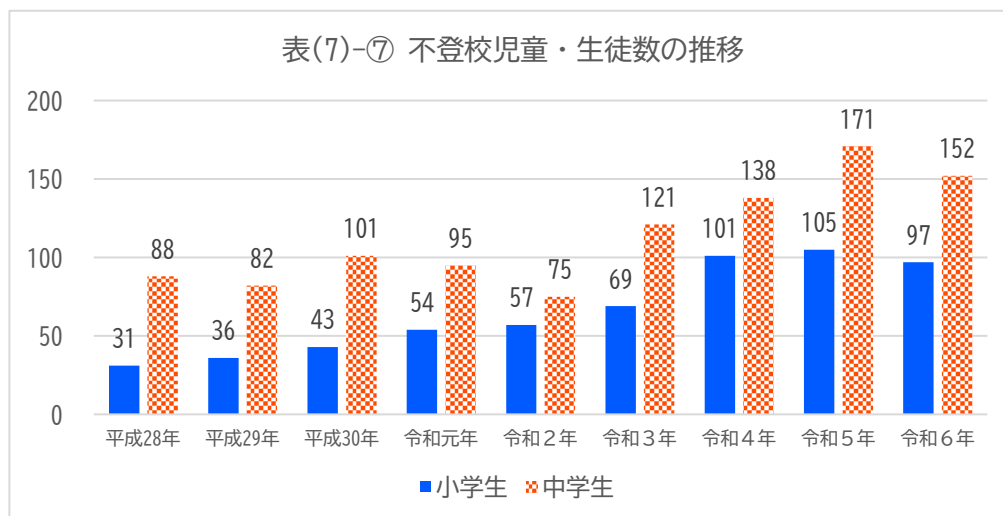
本市のいじめ認知件数は、令和3年までは年間100件前後で推移していましたが、令和4年以降は急増し、令和6年は259件となっています。



【出所】近江八幡市（学校教育課）※年度

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

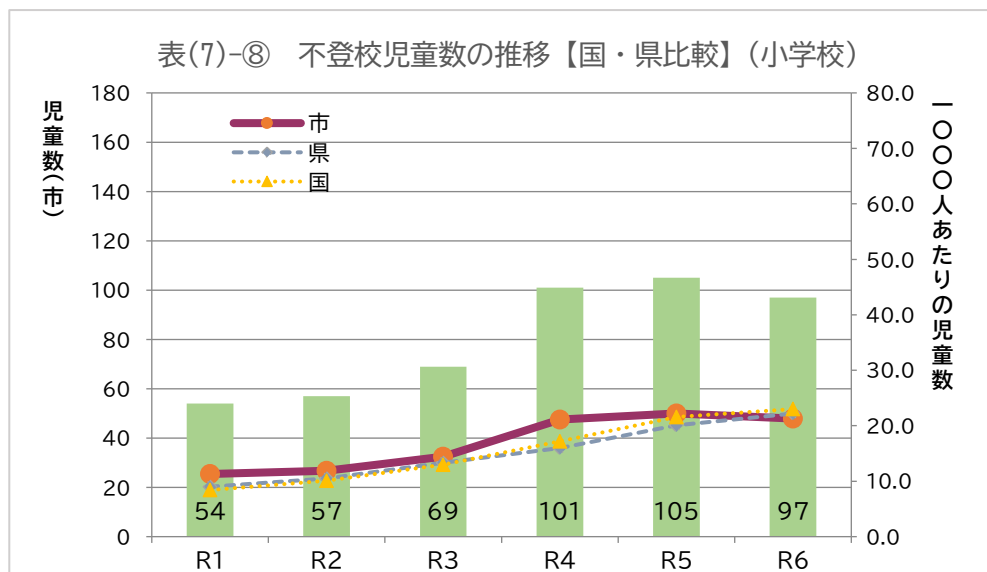
本市の不登校児童・生徒数は、増加傾向で推移しており、令和6年で小学生が97人、中学生が152人となっています。



【出所】近江八幡市（学校教育課）※年度

⑧ 不登校児童数の推移【国・県比較】（小学校）

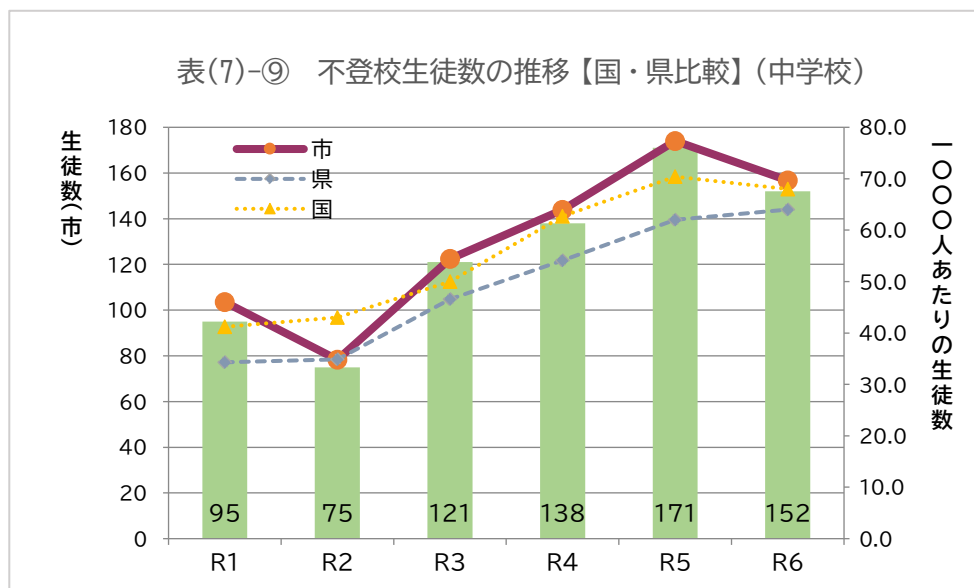
本市の不登校児童数は、国・県とほぼ同じ割合で推移しています。



【出所】近江八幡市（学校教育課）※年度

⑨ 不登校生徒数の推移【国・県比較】（中学校）

本市の不登校生徒数は、国・県と比較して高い割合で推移しています。

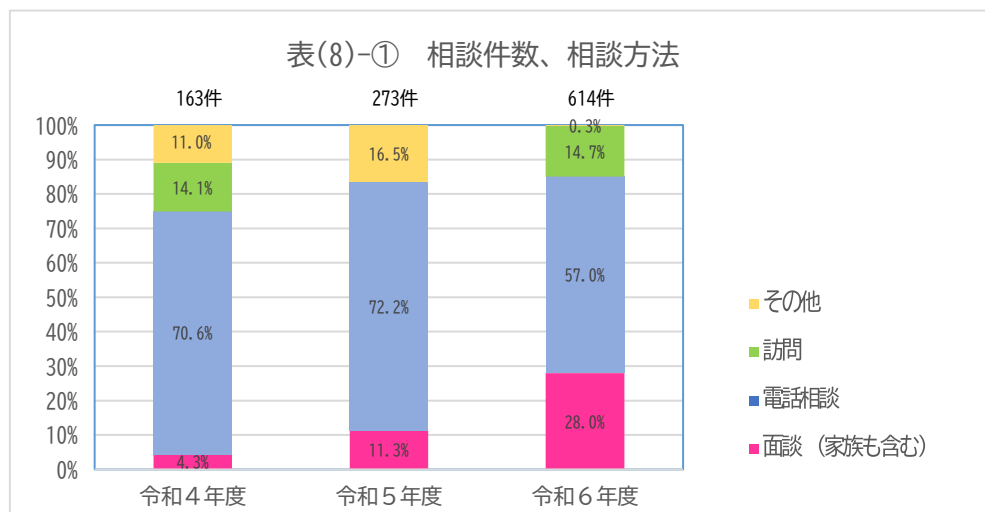


【出所】近江八幡市（学校教育課）※年度

（８）子ども・若者相談窓口における状況

① 相談件数、相談方法

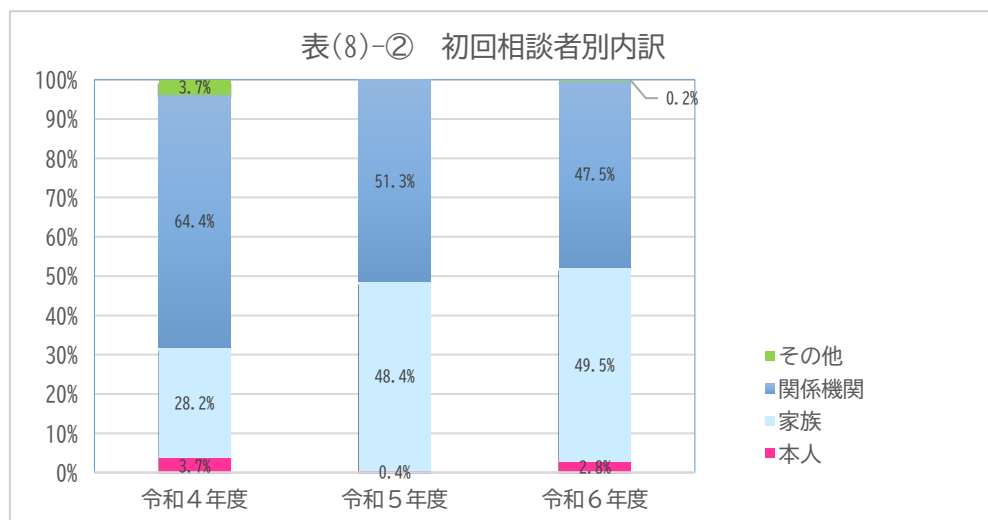
本市の子ども・若者相談窓口の相談件数は、令和４年度（相談窓口開設初年度）の163件から令和６年度には614件となり、約3.7倍に増えています。相談方法は電話相談が多く、面談の割合も増加傾向にあります。



【出所】近江八幡市（生涯学習課）

② 初回相談者別内訳

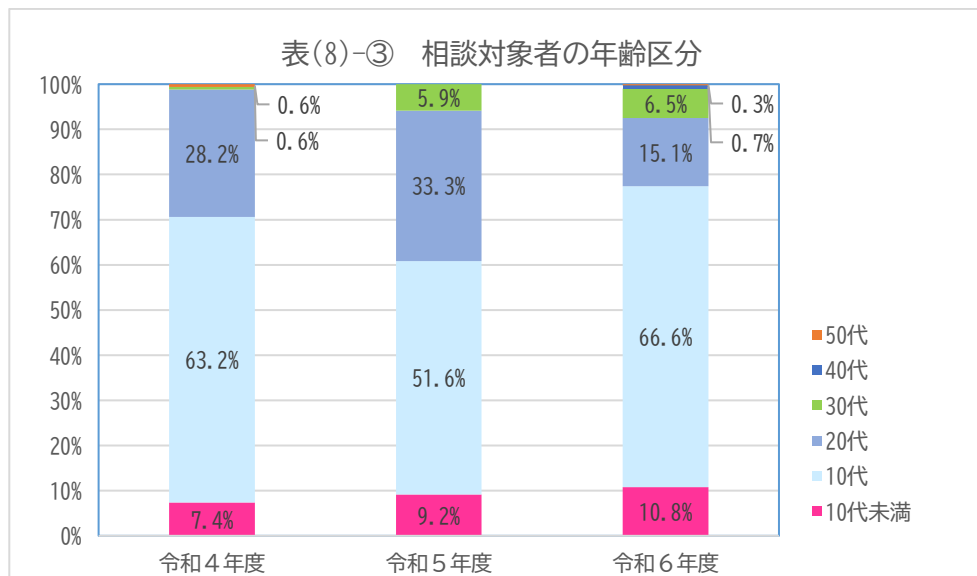
本市の子ども・若者相談窓口の初回相談は、家族や関係機関からの相談が多く、本人からの相談は極めて少ない傾向にあります。令和6年度においては本人からの初回相談は17件となっています。



【出所】近江八幡市（生涯学習課）

③ 相談対象者の年齢区分

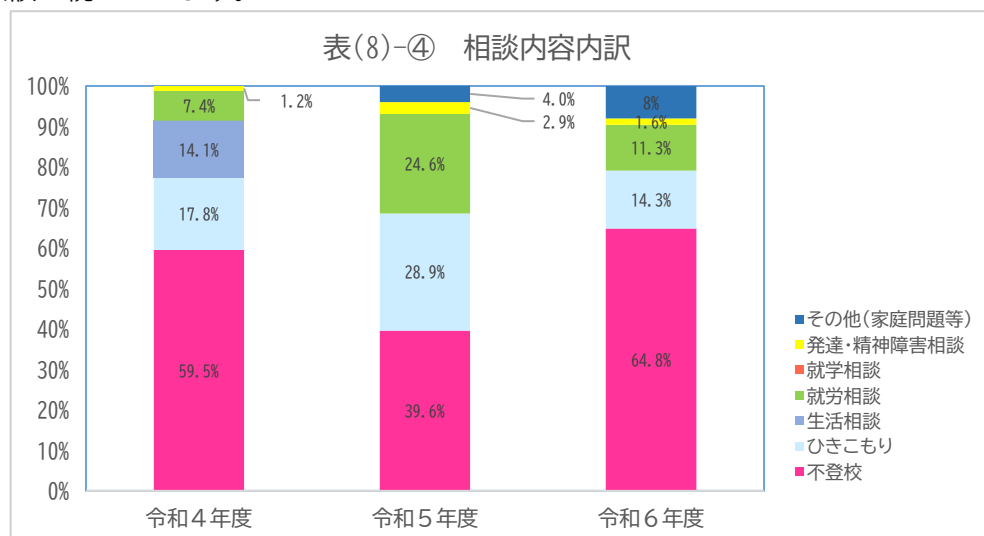
本市の子ども・若者相談窓口の相談対象者の年齢区分は、10代の相談が最も多く、年齢区分の大半を占めています。



【出所】近江八幡市（生涯学習課）

④ 相談内容内訳

本市の子ども・若者相談窓口の相談内容は、不登校の相談が大半を占めています。令和6年度における相談内容の内訳は、不登校の割合が最も多く、次にひきこもり、就労相談と続いています。



【出所】近江八幡市（生涯学習課）

2 アンケート調査結果からみえる近江八幡市

(第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画「ハチピープラン」に掲載した内容を再掲しています。)

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン」が令和6年度に計画期間が終了することに伴い、「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン」の策定に向け、本市の子育て家庭の状況や意向等を把握し基礎資料とするための調査・分析を実施しました。

② 調査の対象・期間・調査方法

対象	調査件数	調査期間	調査方法
(ア) 就学前児童がいる保護者	1,000	令和5年 12月19日(火) から令和6年 1月5日(金)	郵送法(郵送による 配布・回収)
(イ) 小学生児童がいる保護者	1,000		
(ウ) 小学3年生の保護者	815	令和6年 1月10日(水) から 1月23日(火)	学校を通した直接配 布・郵送回収
(エ) 小学3年生	815		
(オ) 小学5年生の保護者	808		
(カ) 小学5年生	808		
(キ) 中学2年生の保護者	868		
(ク) 中学2年生	868	令和6年 2月28日(水) から 3月11日(月)	WEB 回答フォームに よる回収 郵送による配布・郵 送及びWEB 回答フォ ームによる回収
(ケ) 市内の子育て支援団体等	85		
(コ) 市内の保育所・幼稚園・ 認定こども園・小学校・中学校	43		

③ 回収状況

(ア) 就学前児童がいる保護者

校区	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	合計
調査 件数	148	12	0	83	218	146	118	25	74	44	103	29	1,000
有効 回収数	65	5	0	40	102	70	53	7	31	13	52	9	447
回収率 (%)	43.9	41.7	0	48.2	46.8	47.9	44.9	28.0	41.9	29.5	50.5	31.0	44.7

(イ) 小学生児童がいる保護者

校区	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	無回答	合計
調査件数	139	16	0	146	191	117	83	37	64	52	127	28	—	1,000
有効回収数	65	5	0	59	74	44	36	19	27	15	50	10	4	408
回収率(%)	46.8	31.3	0	40.4	38.7	37.6	43.4	51.4	42.2	28.8	39.4	35.7	—	40.8

(ウ) 小学3年生の保護者

学校	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	養護	野洲	養護	八日市	無回答	合計
調査件数	109	20	7	113	144	95	63	22	46	45	107	35	8	1	—	—	—	815
有効回収数	50	9	0	55	70	34	29	12	22	16	50	19	—	—	—	—	2	368
回収率(%)	45.9	45.0	0	48.7	48.6	35.8	46.0	54.5	47.8	35.6	46.7	54.3	—	—	—	—	—	45.2

(エ) 小学3年生

学校	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	養護	野洲	養護	八日市	合計
調査件数	109	20	7	113	144	95	63	22	46	45	107	35	8	1	—	—	815
有効回収数	48	12	2	52	68	32	27	12	22	15	49	19	1	1	—	—	360
回収率(%)	44.0	60.0	28.6	46.0	47.2	33.7	42.9	54.5	47.8	33.3	45.8	54.3	12.5	100	—	—	44.2

(オ) 小学5年生の保護者

学校	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	養護	野洲	養護	八日市	合計
調査件数	124	18	2	103	152	101	64	21	54	28	112	22	6	1	—	—	808
有効回収数	72	7	0	46	63	45	24	13	20	12	67	9	—	—	—	—	378
回収率(%)	58.1	38.9	0	44.7	41.4	44.6	37.5	61.9	37.0	42.9	59.8	40.9	—	—	—	—	46.8

(カ) 小学5年生

学校	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	養護野洲	養護八日市	無回答	合計
調査件数	124	18	2	103	152	101	64	21	54	28	112	22	6	1	—	808
有効回収数	68	10	0	46	63	39	26	14	20	11	65	9	2	1	1	375
回収率(%)	54.8	55.6	0	44.7	41.4	38.6	40.6	66.7	37.0	39.3	58.0	40.9	33.3	100	—	46.4

(キ) 中学2年生の保護者

校区	八幡	八幡東	八幡西	安土	兄弟社	近江	養護野洲	養護八日市	近江八幡市外	無回答	合計
調査件数	230	177	201	113	140	7	0	0	—	—	868
有効回収数	111	93	68	70	0	—	—	42	1	—	385
回収率(%)	48.3	52.5	33.8	61.9	0	—	—	—	—	—	44.4

※調査票は学校を通して配布しているため、野洲養護学校及び八日市養護学校が調査件数に入っていますが、回答は校区のみをたずねているため有効回収数には入っていません。

※同様に、近江兄弟社の有効回収数は八幡・八幡東・八幡西・安土・近江八幡市外に分散されています。

(ク) 中学2年生

学校	八幡	八幡東	八幡西	安土	兄弟社	近江	養護野洲	養護八日市	無回答	合計
調査件数	230	177	201	113	140	7	0	—	—	868
有効回収数	97	81	69	69	59	4	0	0	1	380
回収率(%)	42.2	45.8	34.3	61.1	42.1	57.1	0	—	—	43.8

(ケ) 市内の子育て支援団体等

調査件数	有効回収数	回収率(%)
85	44	51.8

(コ) 市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校

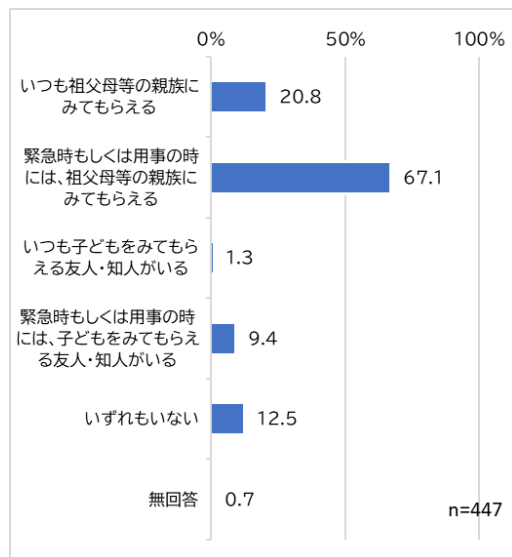
調査件数	有効回収数	回収率(%)
43	33	76.7

(2) こどもと家庭の状況について

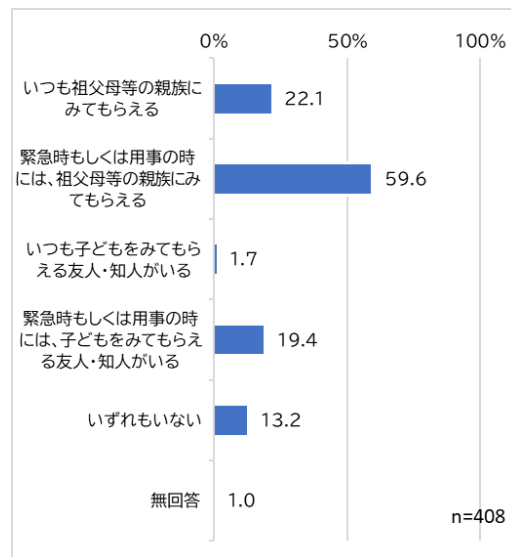
① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の時には、祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が就学前児童保護者、小学生保護者ともに高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



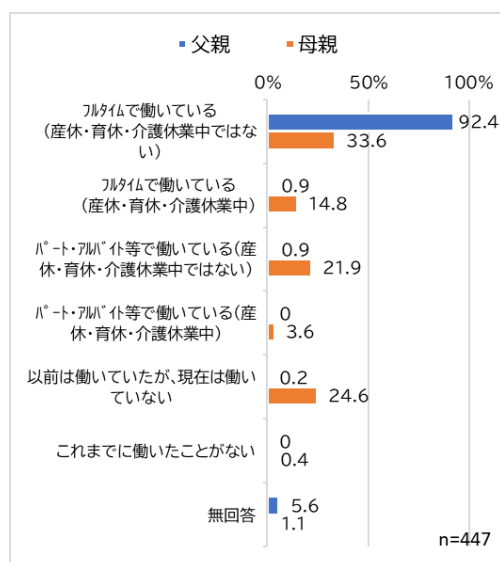
【今回調査】小学生児童保護者



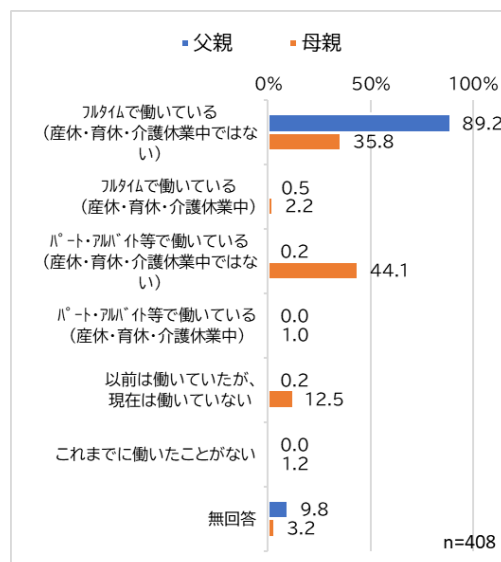
② 保護者の就労状況

就学前児童保護者については、父親、母親ともに「フルタイムで働いている（産休・育休・介護休業中ではない）」の割合が最も高く、平成 30 年の調査と比較すると就労している母親の割合が増加しています。

【今回調査】就学前児童保護者

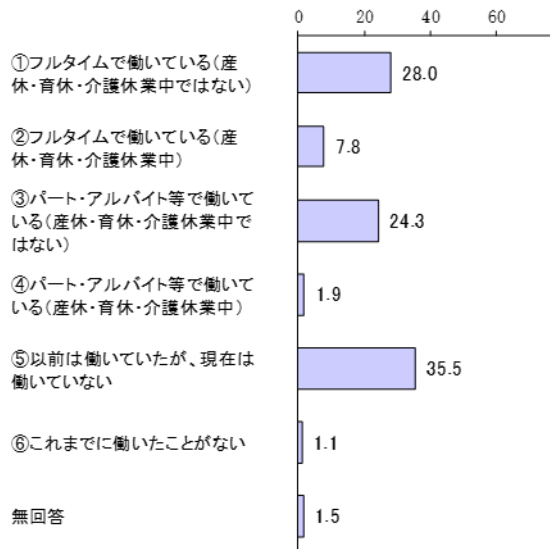


【今回調査】小学生児童保護者



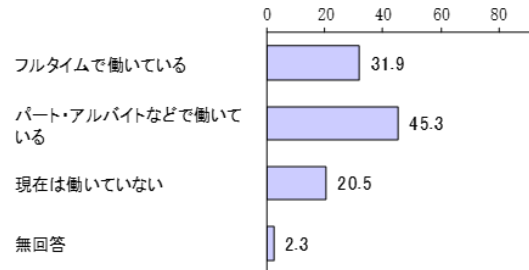
【平成 30 年度調査（母親）】就学前児童保護者

回答者数 = 1,961



【平成 30 年度調査（母親）】小学生児童保護者

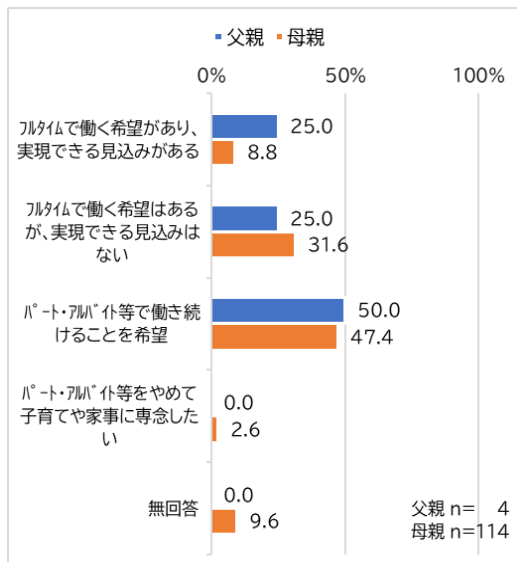
回答者数 = 3,121



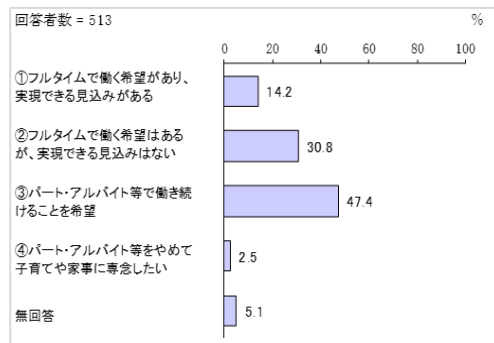
③ 保護者（母親）の就労意向（パート・アルバイト等で働いている者の就労意向）

パート・アルバイト等で働いている母親では、「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」の割合が最も高く、次いで、「フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」が高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



【平成 30 年度調査（母親）】

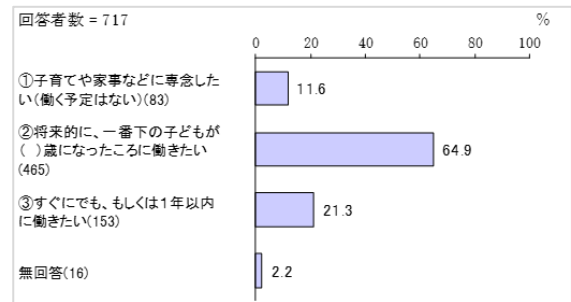
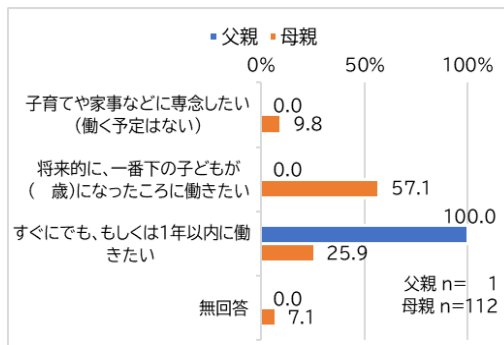


④ 保護者（母親）の就労意向（未就労の就労意向）

就学前児童保護者の母親は、「将来的に」働きたいと答えた人が最も多くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者

【平成 30 年度調査】就学前児童保護者（母親）

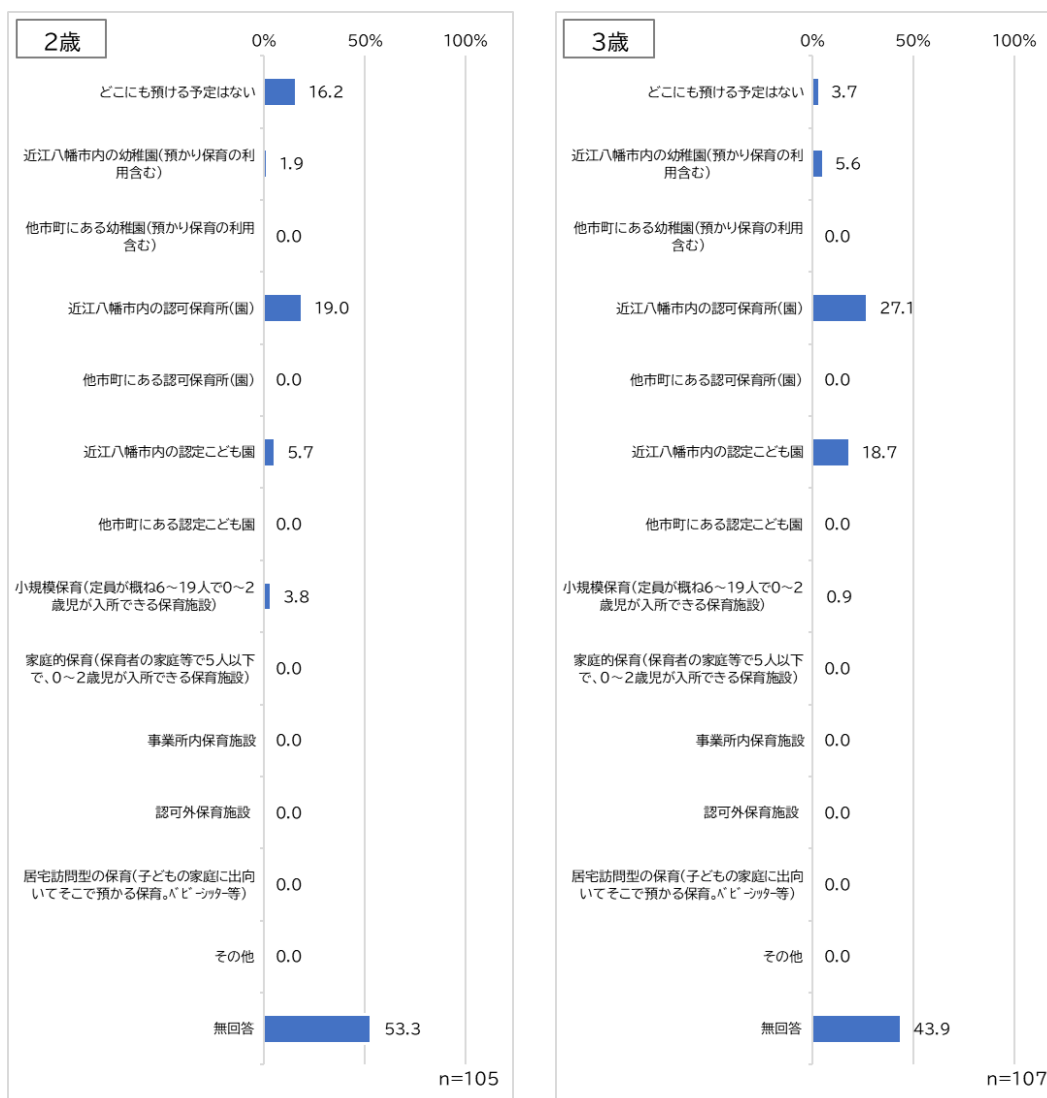


（3）平日の定期的な教育・保育事業の利用等について

無回答の件数が多くなっていますが、回答した人のうち、0歳では「どこにも預ける予定がない」が最も多く、1歳からは「近江八幡市内の認可保育所（園）」が最も多くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



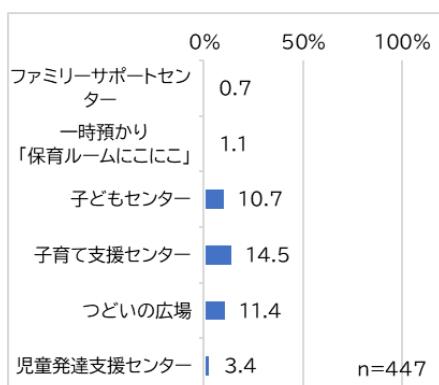


(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

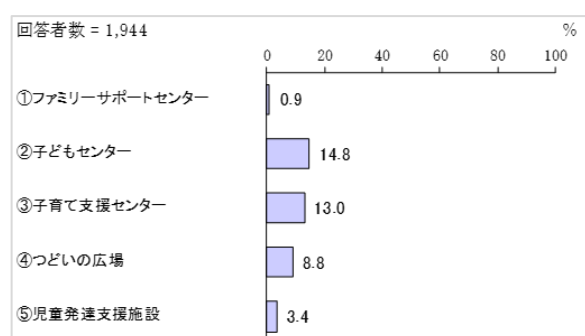
① 子どもセンター、子育て支援センター等の利用状況

現在の施設の利用状況は、「子育て支援センター」が最も多く、次いで「つどいの広場」となりました。

【今回調査】就学前児童保護者



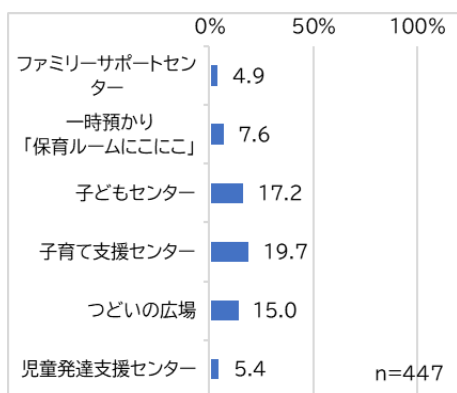
【平成30年度調査】就学前児童保護者



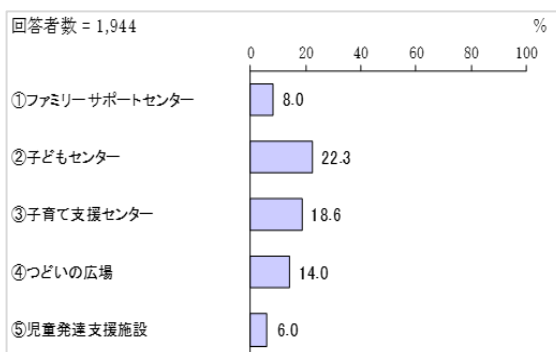
② 子どもセンター、子育て支援センター等の利用希望

今後の利用希望についても、「子育て支援センター」が最も多く、次いで「子どもセンター」となりました。

【今回調査】就学前児童保護者



【平成30年度調査】就学前児童保護者

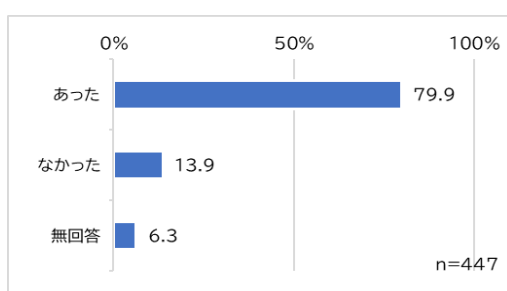


(5) 病気等の際の対応について

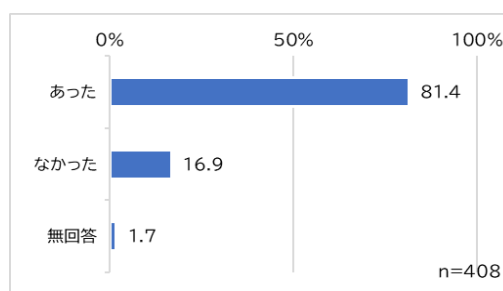
① こどもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」と回答した人の割合は就学前児童保護者では79.9%、小学生児童保護者では81.4%となっています。

【今回調査】就学前児童保護者



【今回調査】小学生児童保護者

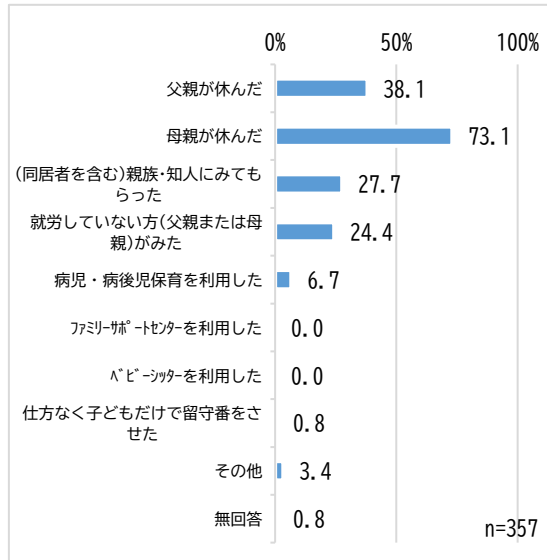


② こどもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

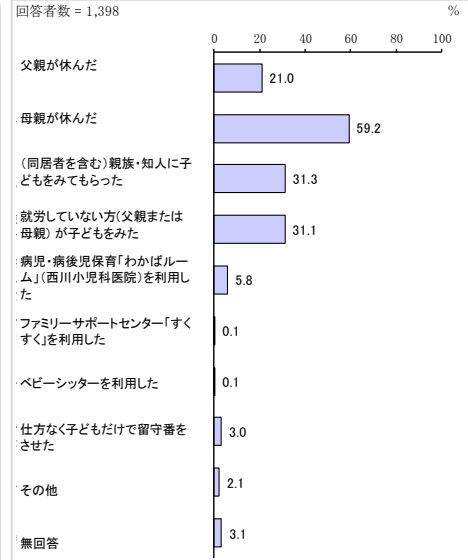
「母親が休んだ」の割合が73.1%と最も高く、次いで、「父親が休んだ」の割合が38.1%、「親族・知人にみてもらった」が27.7%となっています。

前回調査よりも「父親が休んだ」の割合が高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



【平成30年度調査】就学前児童保護者

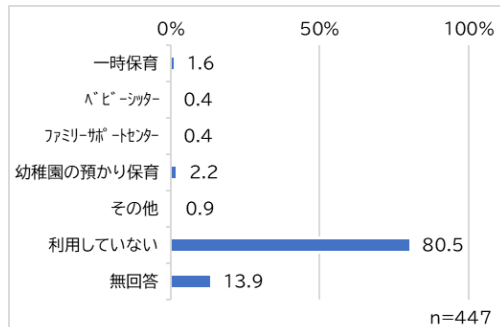


(6) 一時預かり等の利用状況について

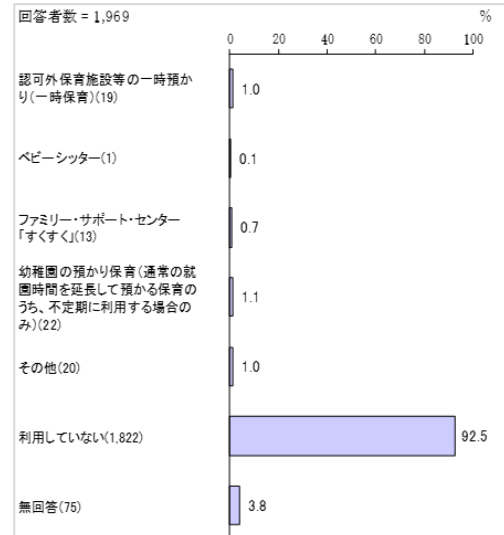
① 不定期の一時預かり等の利用状況

「利用していない」の割合が80.5%と最も高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



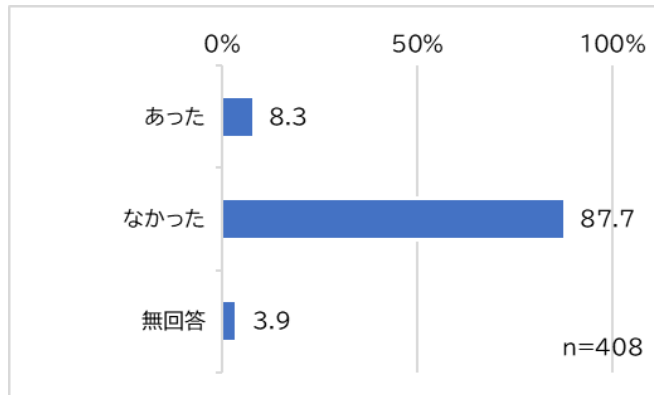
【平成30年度調査】



②宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

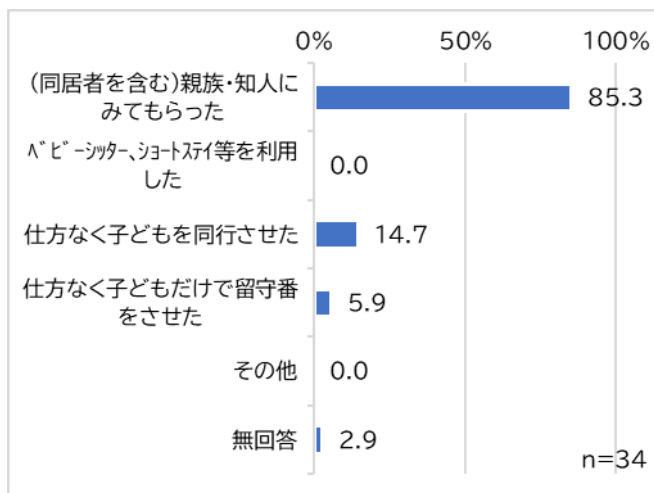
「あった」と回答した人の割合は 8.3%、「なかった」と回答した人の割合は 87.7%となっています。

【今回調査】小学生児童保護者



宿泊を伴う一時預かりがあった際の対応方法として、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が 85.3%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が 14.7%となっています。

【今回調査】小学生児童保護者

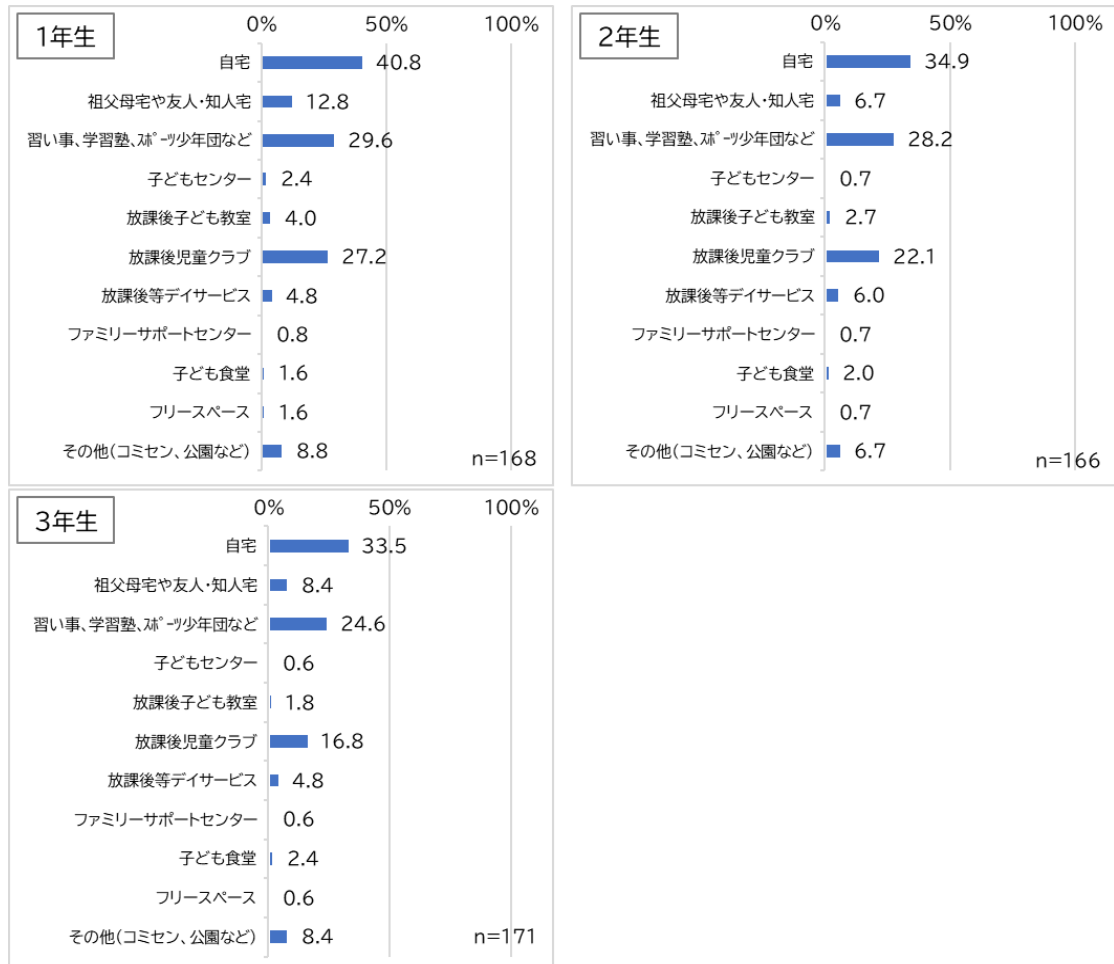


(7) 小学校就学後の過ごさせ方について

① 小学生保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

すべての学年で、「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事、学習塾、スポーツ少年団など」となっています。

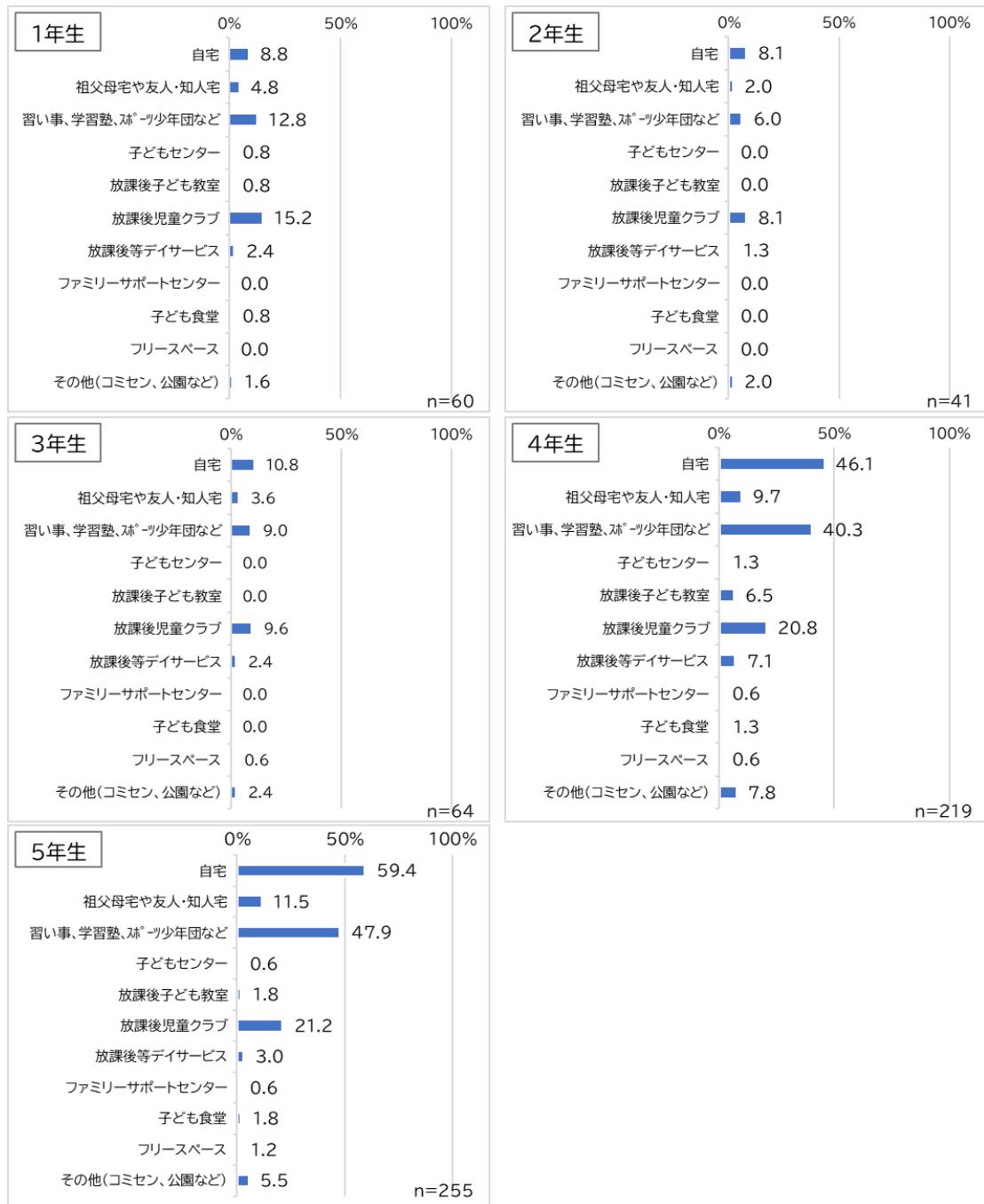
【今回調査】小学生保護者



② 小学生保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

小学4年生、小学5年生では「自宅」及び「習い事、学習塾、スポーツ少年団など」の割合が高くなっています。

【今回調査】小学生保護者



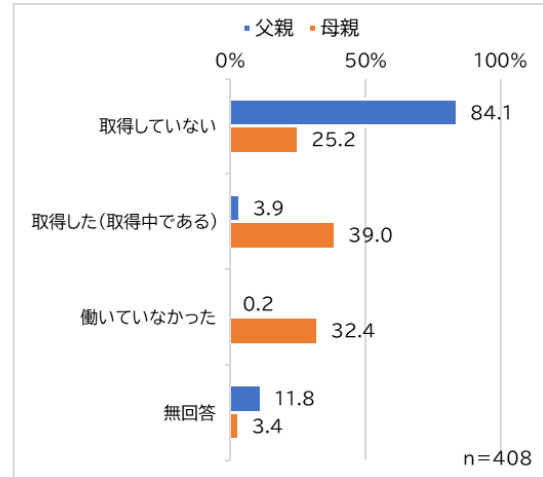
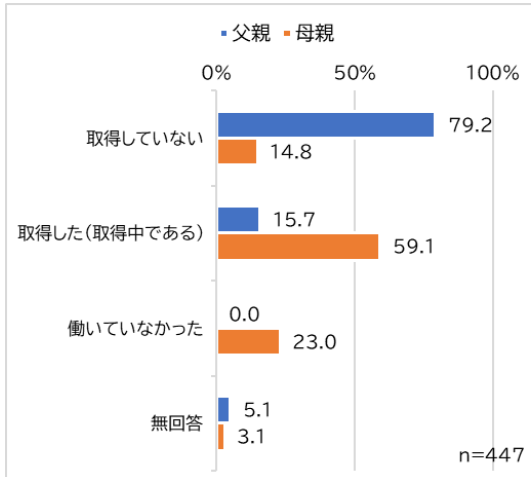
（８）育児休業制度の利用状況について

① 保護者の育児休業の取得状況

就学前児童保護者では、「取得した（取得中である）」と答えた人の割合が父親、母親ともに前回の調査よりも高くなっています。

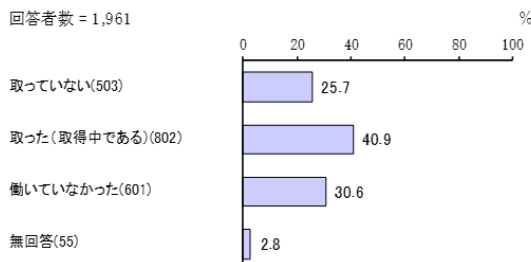
【今回調査】就学前児童保護者

【今回調査】小学生児童保護者

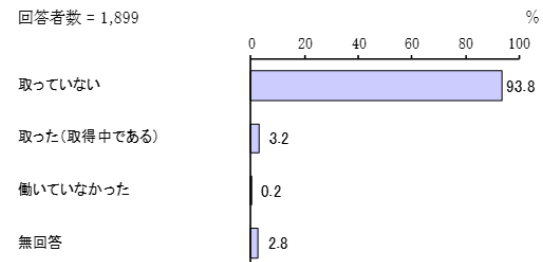


【平成 30 年度調査】就学前児童保護者

(母親)



(父親)

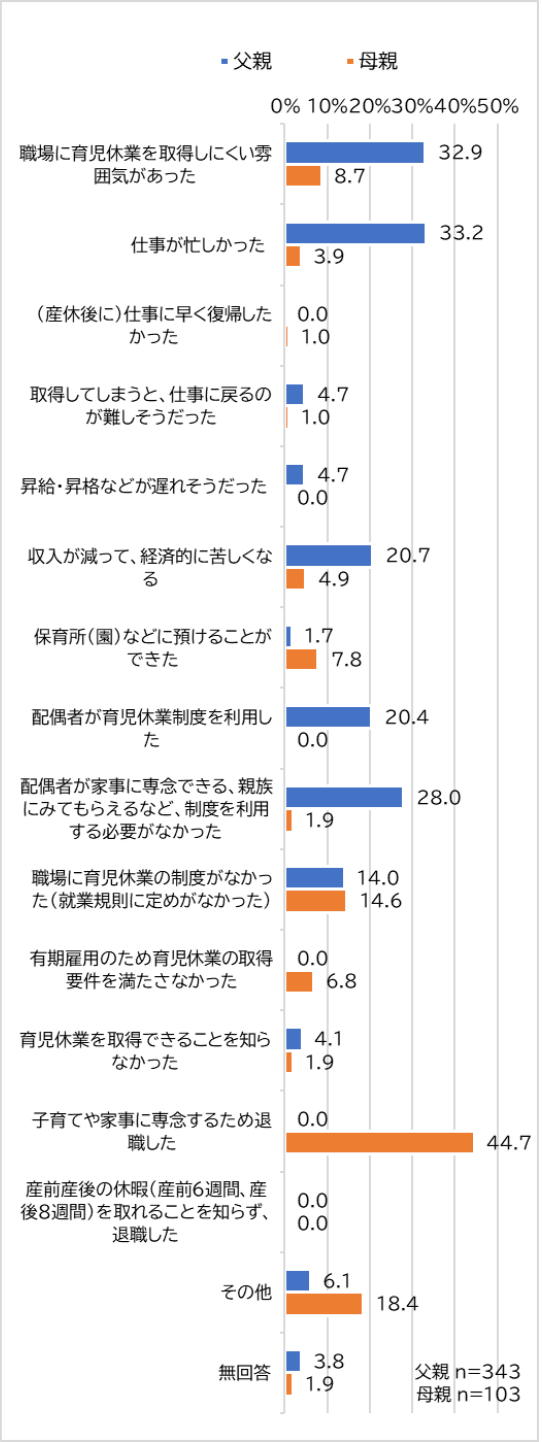
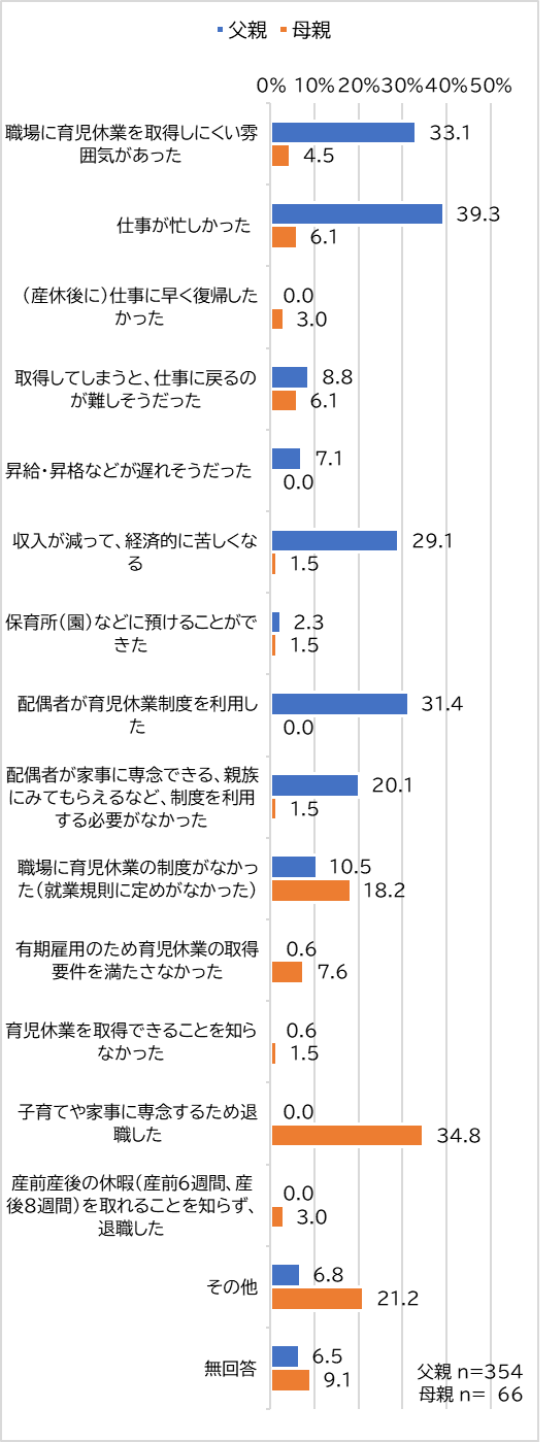


② 保護者の育児休業を取得していない理由

父親は「仕事が忙しかった」と回答した人の割合が最も高く、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」と回答した人が最も多くみられました。

【今回調査】就学前児童保護者

【今回調査】小学生児童保護者



（９）子育て全般について

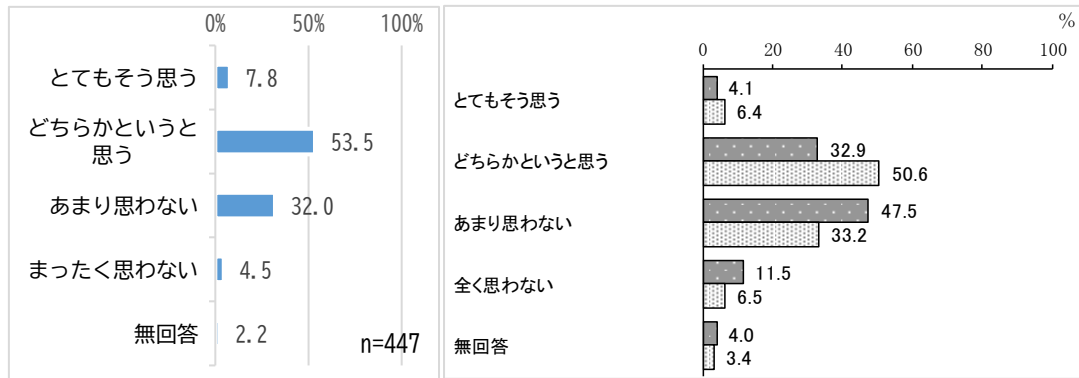
① 就学前児童保護における近江八幡市が子育てしやすい環境であるかどうかの意識

「どちらかというと思う」の割合が53.5%と最も高く、次いで「あまり思わない」が32%となっています。平成30年度調査と比較すると、「どちらかというと思う」の割合が増加しています。

【今回調査】就学前児童保護者

【平成30年度調査】就学前児童保護者（上段）

【平成25年度調査】就学前児童保護者（下段）



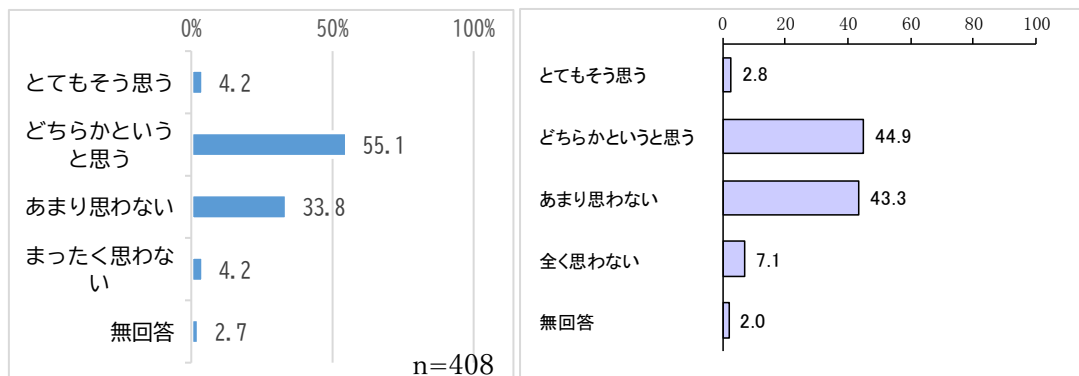
② 小学生児童保護における近江八幡市が子育てしやすい環境であるかどうかの意識

「とてもそう思う（4.2%）」「どちらかというと思う（55.1%）」と合わせると、59.3%の人が、子育てしやすいと感じています。

平成30年度調査の47.7%（「とてもそう思う（2.8%）」「どちらかというと思う（44.9%）」）と比較して、子育てしやすい環境であると考えてる人が増加しています。

【今回調査】小学生児童保護者

【平成30年度調査】小学生児童保護者

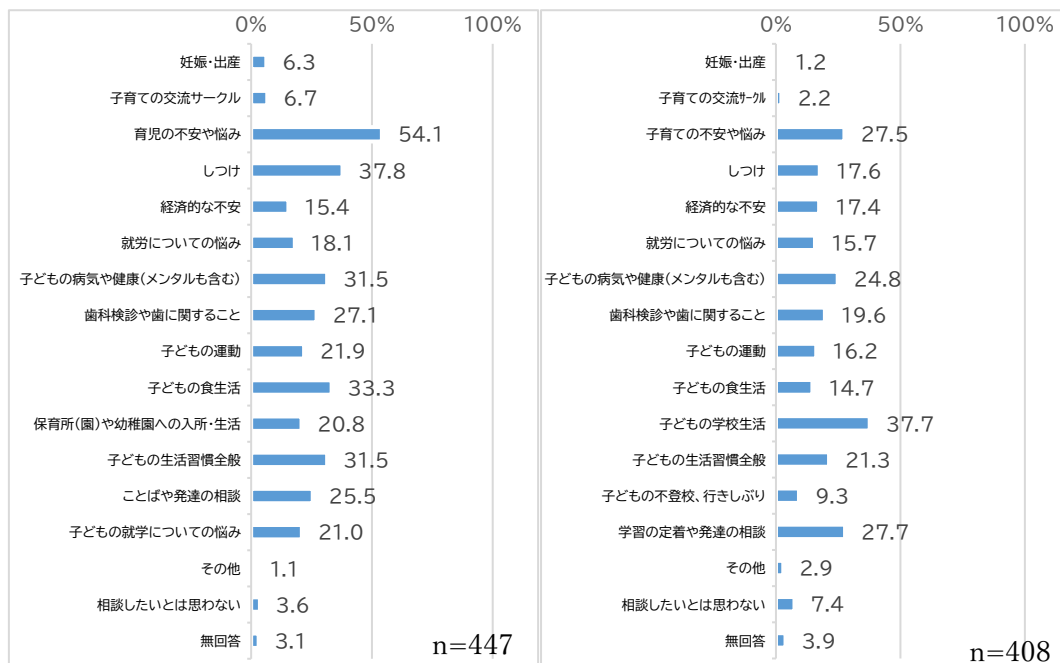


(10) 子育ての悩みについての相談内容について

就学前児童保護者は、「育児の不安や悩み」がもっとも多く、次いで「しつけ」、「子どもの食生活」となりました。小学生児童保護者では、「子どもの学校生活」が最も多く、次いで、「学習の定着や発達の相談」となりました。

【今回調査】就学前児童保護者

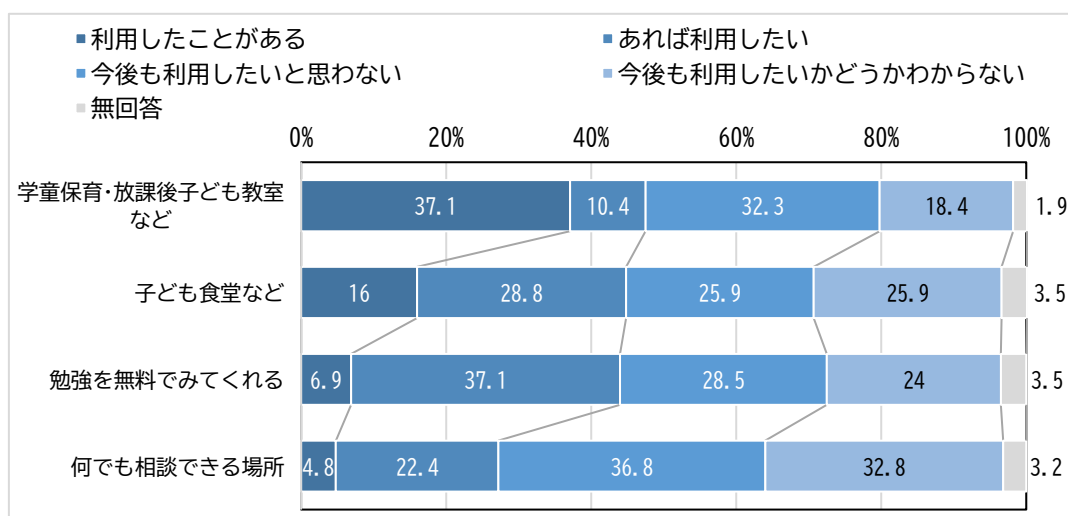
【今回調査】小学生児童保護者



(11) 放課後子ども教室、こども食堂等の利用状況及び希望

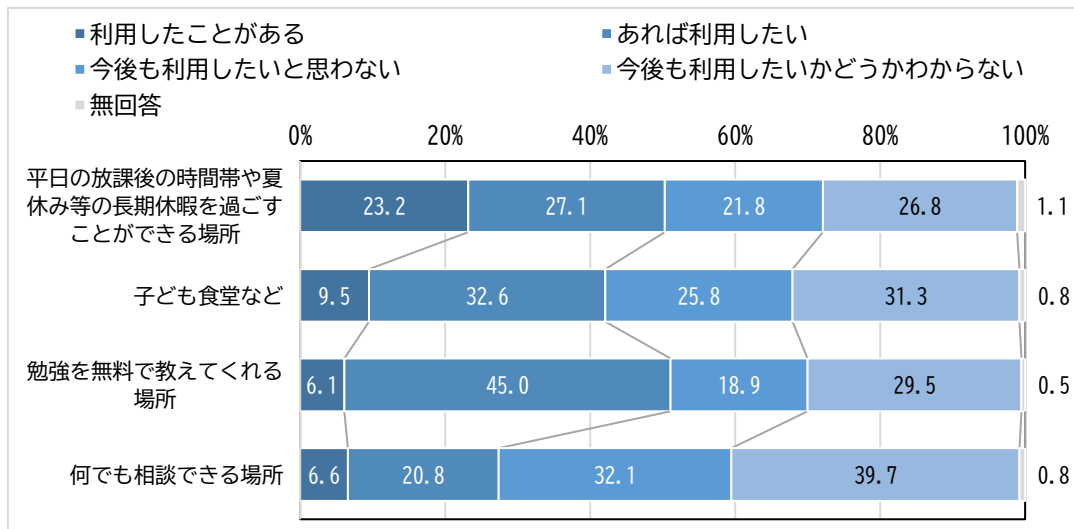
小学5年生では、「利用したことがある」場所について、「学童保育・放課後子ども教室など」の割合が最も高くなっています。「あれば利用したい場所」については、小学5年生、中学2年生ともに「勉強を無料でみてくれる」場所の割合が高くなっています。

【今回調査】小学5年生



1

【今回調査】 中学2年生



2

3

4

5

(12) 家族のお世話をしているかについて

6

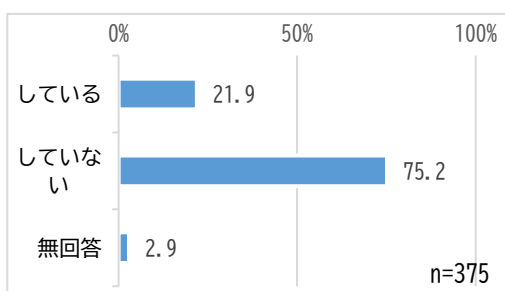
(お世話: 本来本人がするとされている家事や家族の世話)

7

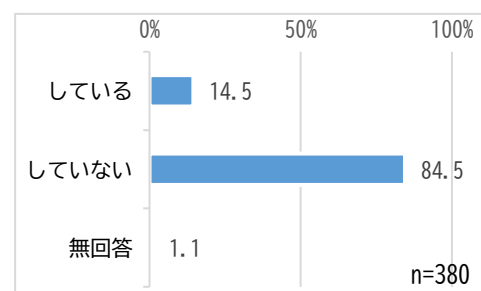
小学5年生では、21.9%、中学2年生では14.5%が家族のお世話をしていると回答しました。

8

【今回調査】 小学5年生



【今回調査】 中学2年生



9

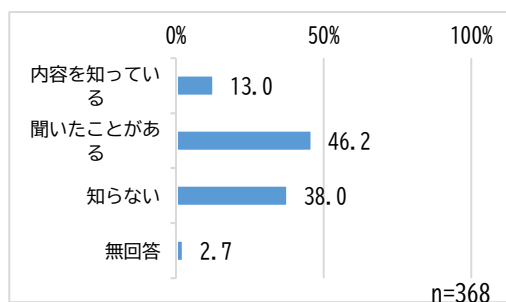
10

(13) 子どもの権利について

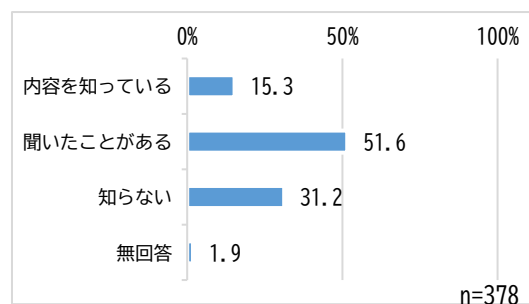
①「子どもの権利条約」について知っているか

小学3年生、小学5年生ともに「聞いたことがある」の割合が最も高くなっています。前回調査と比べて「内容を知っている」「聞いたことがある」の割合は高くなっています。

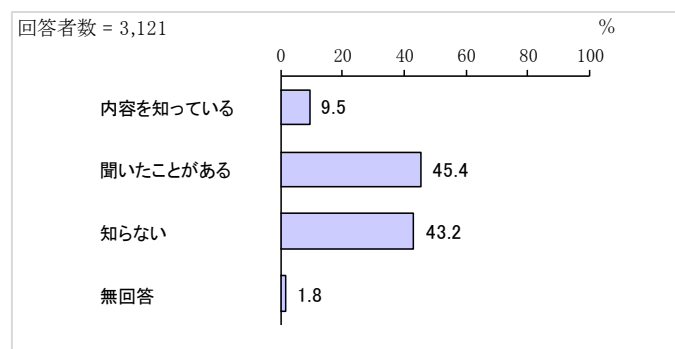
【今回調査】小学3年生児童保護者



【今回調査】小学5年生児童保護者



【平成30年度調査】小学生児童保護者



3 これまでの主な取組の進捗状況

（第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画「ハチピープラン」に掲載した内容を再掲しています。）

「第二期子ども・子育て支援事業計画」について、基本目標ごとに重点取組の実施状況及び現状と課題を整理しました。

第二期計画において進捗管理を行っていた重点取組（40 事業）について、令和5年度までの達成度をA（達成）B（未達成）C（未実施）で評価しています。達成度B及びCの事業については、これまでの課題を踏まえ第三期計画においてしっかりと取組を進めていきます。

（1）基本目標1：結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築

利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の実施により、相談体制の充実を図りました。

平成27年4月に設置した「子育て世代包括支援センター」は、令和6年4月より「こども家庭センター」に改め、母子保健と児童福祉の連携を進めています。

保育所・認定こども園における柔軟な受け入れにより、不足が生じている2号認定及び3号認定の可能な限りの受け入れに努めましたが、共働き等による保育ニーズの高まりなどを踏まえ、保育士等の確保に向けた取組を進め、引き続き待機児童の解消に努めます。

放課後児童クラブについては、利用ニーズが急激に高まる中、施設整備等により受け皿を確保しました。

親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）については、事業の周知が進んでおらず参加可能組数を下回る月がありました。周知方法等を工夫し、参加を促進していきます。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（1）相談支援、情報提供の充実	2		
（2）地域における子育て支援の充実	1	1	
（3）保育等の受け入れ体制の充実	1	2	
（4）子どもの健全育成	3		
合計（％）	7（70.0％）	3（30.0％）	0

（2）基本目標2：親と子の心と体の健康づくり

産前産後サポート事業及び産後ケア事業の実施により、妊娠期からこどもを持つ親に対して支援を実施し、育児不安の早期発見や育児負担の軽減に努めました。産後一か月の支援の満足度のアンケート結果が目標値に満たなかったことから、産後ケア事業の対象者の条件拡大等により満足度の向上を図ります。

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等において、食育を推進し、こどもや家庭に

対し食事と健康に関する知識や食習慣についての啓発を行いました。目標としていた給食の残食率の減少については未達成となりましたが、引き続き乳幼児期からの一貫した食育の取組を実施していきます。

小学校、中学校現場においては、性に関する正しい知識の普及のため、全小中学校で性に関する授業を実施しました。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実		1	
（２）食育の推進	2	2	
（３）思春期保健対策の充実	1		
（４）医療の充実及び医療と保健の連携	1		
合計（％）	4（57.1％）	3（42.9％）	0

（３）基本目標３：子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

幼稚園教諭、保育士等の研修体制を整備し、効果的な研修システムを構築することにより、保育士等の人材育成を図りました。

図書館見学や職場体験を通して、読書への興味及び学ぶ意欲の向上を目指し、図書館教育の充実を図りました。

不登校やいじめ問題に関する相談を受け付け、学校や専門機関と連携を取りながら支援を行いました。年々複雑化かつ深刻化する相談内容に対応するため関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた伴走型支援を行う必要があります。

ネット犯罪の予防対策及びスマートフォン等の適切な利用について、全小中学校において研修会を実施しました。今後も継続して、研修等を通して啓発を行っていきます。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（１）次代の親の育成	1		
（２）子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実	4	1	1
（３）健やかな心身の育成	1		
（４）家庭や地域の教育力の向上	1		
（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1		
合計（％）	8（80.0％）	1（10.0％）	1（10.0％）

(4) 基本目標4：子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

こども・子育て家庭を含めた市民が利用できる公園の整備を進め、令和3年には健康ふれあい公園をグランドオープンしました。

関係機関との合同点検の実施により、通学路の危険箇所の把握を行い、通学路の安全対策を実施しました。

乳幼児・小学生・中学生に加え令和5年からは高校生世帯に対し、医療費(保健診療分)の助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（1）良好な居住環境の確保	1		
（2）安全・安心な環境の整備	2		
（3）経済的負担の軽減	1		
合計（％）	4（100％）	0	0

(5) 基本目標5：仕事と生活の調和の支援

家庭と仕事の両立に向けて、関係団体と連携を行い、市内事業所に対する啓発活動を行いました。事業所に対する啓発活動については、目標未達成となりましたが、より多くの方にワークライフ・バランスや働き方改革に関する対象セミナーを受講してもらえよう周知方法等を工夫します。

また、啓発冊子「育パパ手帳」の発行により、男性の育児参加の促進を図りました。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（1）家庭と仕事の両立支援	1	1	
合計（％）	1（50.0％）	1（50.0％）	0

(6) 基本目標6：きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭への支援

近江八幡市要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携・協働しながら、虐待の未然防止及び早期発見に努めました。また、虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うため、ケース会議等を実施し、情報の共有及び対応策の検討を行いました。

養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業の実施を通して、子育てに不安を抱える家庭に対して相談支援や訪問支援を行い、育児負担の軽減を図りました。訪問人数が目標未達成となりましたが、必要な家庭が利用につながるよう、相談・指導・助言等の支援を継続的に実施します。

母子及び父子家庭に対し、必要な情報の提供や相談指導を行いました。個々のニーズに応じて自立に向けたサポートを行うとともに、相談支援体制の充実を図りました。

1

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（１）児童虐待防止対策の充実	1	3	
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進	1		
（３）障がい児施策の充実	3	2	
（４）外国人住民への子育て支援の充実		1	
（５）子どもの貧困対策の推進		1	
合計（％）	5（41.7％）	7（58.3％）	0

2

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」と「近江八幡市子ども・若者計画」の2つの計画を一体のものとして策定することから、これまでの2つの計画の基本的な考え方を踏襲します。基本理念については、「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」を継承し、新たに加わる「近江八幡市子ども・若者計画」の若者施策の要素を盛り込みます。また子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）やこども基本法の精神にのっとり、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考え、切れ目のないこども・若者・子育て支援を通じて、すべてのこども・若者が自分らしく成長し活躍できるまちをこども・若者と共に築くことをめざします。

基本理念

こども・若者は地域の宝であり社会の一員、
すべてのこども・若者が自分らしく健やかに成長し
活躍できるまちを共につくろう！

① 「こども・若者は地域の宝であり社会の一員」

こども・若者の一人ひとりの存在が地域の宝として輝き、生き生きと学ぶことが保障され、地域社会の一員として自らの力を発揮できる環境の充実に努めます。

② 「すべてのこども・若者」

性別・国籍・障がいの有無等に関わらず、近江八幡市に住むすべてのこども・若者を対象に誰一人取り残さないまちをめざします。

③ 「自分らしく健やかに成長し活躍できる」

こども・若者それぞれの個性や背景、抱える困難を認め、多様な選択肢と機会を通じて、こども・若者が自己有用感や自己肯定感を持って、人とのつながりの中で自分らしさを発揮し、心身ともに健康で成長し活躍できるよう、自立への挑戦を支援します。

④ 「まちを共につくろう」

こども・若者自身が未来を描き、子育て家庭、地域、事業者、行政など社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を果たしながら、連携・協働し、その実現を応援する循環をつくります。

また、こども・若者が社会の一員として主体的に意見を表明し、行動する力を育むとともに、その声を地域がしっかりと受け止められる仕組みを整えます。

2 計画推進にあたっての視点

基本理念の実現に向け、以下の視点により施策を推進します。

(1) こども・若者の声を活かし未来を創る

こども・若者は地域の未来の担い手であると同時に、現時点においても、それぞれが意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。こども・若者・子育て施策の推進に当たっては、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者・子育て当事者と一緒に取り組みます。こどもや若者が安心して意見を述べることができる場・機会の提供や、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障するとともに、広く社会全体で、こどもや若者の主体的な社会参画を後押しします。

(2) 子育てを地域ぐるみで支え合う

親が自己肯定感を持ち、親と子が共に成長しつつ安心して、ゆとりを持って子育てができる地域をめざします。こどもの健やかな育ちを中心に据え、保護者どうしや地域住民、こどもに関わる様々な団体、行政機関等のそれぞれが一層の連携を深め、支え合いによる子育ての負担軽減や支援の充実を図ります。

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

こども・若者や子育て当事者の状況に応じた必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、関係機関が連携を深め、切れ目なく支える取り組みを強化します。

3 基本目標

基本理念を達成するため、次の6つの基本目標を設定し、それぞれの目標について、こども大綱等を勘案した施策の取組方針をまとめています。

なお本計画は、「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」の基本的な枠組みを維持しつつ、新たな要素として「近江八幡市子ども・若者計画」の若者施策を包括的に組み込んでいます。そのため、計画の基本目標は原則「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」のものを踏襲し、継続性を保ちながら、着実に子ども・若者・子育て施策を推進していきます。

(1) 基本目標1：こども・若者の権利が守られるまちづくり

【こども基本法】

こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。

○こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。
○こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に取り組みます。
○こども・若者を児童虐待から守るため、未然防止の啓発や早期発見に努めます。
○こども・若者の貧困対策として、経済的支援や学習支援等の充実に図ります。
○関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

(2) 基本目標2：こどもを安心して産み育てられる環境づくり

【こども大綱】

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組みます。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせず、同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながります。

○こどもが産まれる前から子育て期までの切れ目ない継続的な支援を行います。
○相談体制の充実に図るとともに、妊産婦及び乳幼児に対する保健対策・医療体制の充実に図ります。
○子育て世帯の経済的な負担感が増加していることから、経済的支援の充実に努めます。

(3) 基本目標3：すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境づくり

【こども大綱】

全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。
こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減を進めます。

○幼稚園、保育所、認定こども園等における就学前教育・保育の質の向上を図るとともに、小学校教育との円滑な連携及び接続の強化に努めます。
○共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが高まっていることから、受け入れ体制の充実に図ります。

(4) 基本目標4：地域社会全体で子育てを支え、こども・若者が様々な学びや遊びに出会えるまちづくり

【こども大綱】

家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進します。
こども・若者が様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

○すべての家庭が仕事と子育ての両立ができるよう、市民や市内の事業者への啓発や男性の子育て参加の啓発を行います。

○地域社会全体で子育て世帯を支える環境及び意識づくりを行います。

○こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。

○天候や気候に関わらず、遊ぶことができる公園や遊戯施設の充実を図ります。

（５）基本目標５：きめ細やかな関わりを必要とするこども・若者・家庭への支援

【こども大綱】

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む必要があります。

不登校はどのこども・若者にも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこども・若者が教育を受ける機会の確保に努めます。

○ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を支援するため、必要な情報提供や相談支援を行うとともに、経済的支援の充実に努めます。

○障がいのあるこども・若者や外国にルーツのあるこども・若者、不登校やひきこもりの状況にあるこども・若者等すべてのこども・若者が自分らしく過ごすことができるよう、関係機関等が連携を図りながら、継続的な支援を行います。

（６）基本目標６：こども・若者の自立と社会参画に向けた支援体制づくり

【こども大綱】

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

○こども・若者の社会参加のきっかけづくりや起業・就労支援等に取り組みます。

○学校や社会との関わりに困難を抱えるこども・若者が、安心して過ごせる居場所の中で相談ができるよう、教育支援機関を整備します。

4 施策の体系

【基本理念】

すべてのこども・若者は地域の宝であり社会の一員、
こども・若者が自分らしく健やかに成長し活躍できるまちを共につくろう！

【基本目標】

1
こども・若者の権利が守られる
まちづくり

2
こどもを安心して産み育てられ
る環境づくり

3
すべてのこどもが自分らしく健
やかに成長できる教育・保育環
境づくり

4
地域社会全体で子育てを支え、
こども・若者が様々な学びや遊
びに出会えるまちづくり

5
きめ細やかな関わりを必要とす
るこども・若者・家庭への支援

6
こども・若者の自立と社会参画
に向けた支援体制づくり

【施策】

- (1) こども・若者の権利の周知
- (2) こども・若者の意見反映の促進
- (3) 児童虐待防止対策の充実
- (4) こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進
- (5) ヤングケアラー支援

- (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供
- (2) 相談体制・情報提供の充実
- (3) 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
- (4) 医療の充実及び医療と保健の連携
- (5) 性や健康に関する正しい知識の普及
- (6) 経済的負担の軽減

- (1) 保育所等の受け入れ体制の充実
- (2) 次代の親の育成
- (3) こどもの力を伸ばす教育・保育環境の充実
- (4) 健やかな心身の育成
- (5) 家庭や地域の教育力の向上
- (6) こども・若者を取り巻く有害環境対策の推進
- (7) 食育の推進
- (8) 多様な保育ニーズへの対応

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) こども・若者の健全育成
- (3) 多様な遊びや体験の機会の確保
- (4) 安全・安心な環境の整備
- (5) 家庭と仕事の両立支援
- (6) こども・若者の居場所づくり
- (7) 非行防止活動と立ち直り支援活動の推進

- (1) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (2) 障がい児者支援の充実
- (3) 発達障がいのあるこどもへの支援の充実
- (4) 外国にルーツをもつこどもへの支援の充実
- (5) 不登校・ひきこもりへの支援の充実
- (6) こども・若者に関する相談体制・機能の充実

- (1) 教育支援機関の整備
- (2) 就労支援・起業支援の推進
- (3) 社会参加、参画機会の充実

第4章 施策の展開

1 こども・若者の権利が守られるまちづくり

現状と課題

- ・こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容について情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していく必要があります。
- ・こども・若者が権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、こども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組むことが重要です。
- ・児童虐待件数が年々増加しており、こども・若者の命を守るため、早期発見・早期対応が必要です。
- ・ヤングケアラーの状況にあるこども・若者、貧困の状況にあるこども・若者がいる現状から、社会的に孤立しないための支援が必要です。

(1) こども・若者の権利の周知

○目標・方向性

- ・こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容についての普及啓発に取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

○主な事業・取組

① こども・若者の権利の周知・啓発【子育て政策課】

- こども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容等、こどもの権利について、パンフレットの作成・配布等による周知・啓発を推進します。

指標
本計画の「やさしい版」の作成と啓発

(2) こども・若者の意見反映の促進

○目標・方向性

- ・こども・若者の意見を施策に反映させることができるように、意見を表明しやすい環境づくりに取り組みます。

○主な事業・取組

① こども・若者の意見聴取事業【子育て政策課】【関係課】

- まちづくりや市の施策など、様々な分野でこども・若者が意見表明できる機会の充実を図ります。

指標
関係課と連携し、市のこども・若者施策の実施にあたり、こども・若者の意見を聴き、施策に反映する取組を継続して実施

(3) 児童虐待防止対策の充実

○目標・方向性

・児童虐待件数が増加している現状から相談体制や虐待防止啓発の実施により、児童虐待の未然防止及び早期対応に努めます。

・地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修等を実施します。

・関係機関と連携をしながらケース検討会議等において情報共有及び対応策の検討を行うことにより、児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行います。

○主な事業・取組(★…法定事業)

① 近江八幡市要保護児童対策地域協議会※【こども家庭センター】

児童虐待の未然防止、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び対応策等の検討、児童虐待に関する啓発を行います。こども家庭センターに保健師・社会福祉士・臨床心理士等専門職を配置することで、あらゆる相談に対応できるよう努めます。また、困難を抱える家庭については、組織的に検討を行いチームとして重層的な支援を行います。

※虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関(児童福祉法第25条2)

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
関係機関への児童虐待に関する研修会の開催	1回/年	2回以上/年

② 子育て短期支援事業【こども家庭センター】★

保護者が、疾病・就労等、心身上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
実施箇所数	5箇所	6箇所

(4) こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進

○目標・方向性

・貧困の状況にあるこども・若者が、孤立せず、自立した生活を送ることができるよう学習支援や生活支援の充実を図ります。

・経済的に困っている保護者等に対して、経済的支援の充実を図ります。

・貧困の状況にある家庭が、安定した生活が送れるよう親の就労支援や自立支援の充実を図ります。

○主な事業・取組

① こどもの生活・学習支援事業【福祉政策課】【こども家庭センター】

生活困窮世帯、ひとり親家庭世帯等のこどもを対象に、生活習慣を身につけたり、他者との交流、相談できる機会となる居場所を提供し、生活支援及び学習支援を行います。

指標
上記の生活・学習支援の場の提供について検討し、計画期間内(R11)の整備を図る

② 児童・生徒就学援助費給付制度【学校教育課】

経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を「就学援助費」として給付します。

指標
近江八幡市内の小中学校に在籍している児童・生徒の保護者に対して、就学援助についての案内文書を配布して制度を周知し、適切な支援を継続して実施

(5) ヤングケアラー支援

○目標・方向性

・ヤングケアラーの状態にあるこども・若者が、学習の機会や安定した生活が保障されるよう、支援の充実を図ります。

・関係部署や支援団体、地域と連携しながら家族の世話などにかかる負担を軽減又は解消するため、家庭に対する必要なアセスメントにより、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

○主な事業・取組

① ヤングケアラーに関する啓発活動【こども家庭センター】

ヤングケアラーの理解促進のための研修会等を実施する。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
ヤングケアラーの市民啓発活動と窓口の周知	1 回/年	1 回/年

② ヤングケアラーに関する相談窓口の設置【こども家庭センター】

指標
適切な相談支援を継続して実施

2 こどもを安心して生み育てられる環境づくり

現状と課題

- ・核家族化や地域との繋がり希薄化が進んでおり、孤立感や不安感を持つ妊婦や子育て家庭が、安心してこどもを産み育てられる支援体制が必要とされています。
- ・全ての子育て家庭が、円滑に情報を得ることができ、必要な制度や施設を利用することができるような相談支援及び情報提供の充実が必要です。
- ・妊娠期・出産期から子育て期を通して、母子の心身の健康を確保し、切れ目ない保健対策の充実が必要です。
- ・将来の妊娠・出産に備えた健康管理ができるよう、若い世代の男女に向け妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うプレコンセプションケアが必要です。特に、思春期の保健対策は、心身共に変化が大きいことから、正しい知識の普及や相談支援が重要です。

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供

○目標・方向性

- ・母子保健と児童福祉が連携をとりながら、様々な相談に迅速かつ適切に対応できる体制を作ります。
- ・妊産婦等が必要な情報にアクセスできるよう、円滑な情報提供、とりわけデジタル技術を活用した情報発信を行います。
- ・子育てに悩みや困難さを持つ家庭に対し、家事・育児支援を行うことで、安定した育児が出来るよう支援を行います。
- ・育児用品等の提供により経済的負担の軽減を図るとともに、見守り訪問によるアウトリーチ型の相談支援を行います。

○主な事業・取組(★…法定事業)

① こども家庭センターの運営【こども家庭センター】

一体的な組織としての子育て家庭に対する相談支援を実施します。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応します。

指標	現状値 (R 6)	目標値 (R11)
合同ケース会議の開催回数	3回/年	12回/年

② 母子保健のデジタル化の推進【健康推進課】

母子アプリ等を活用した情報発信などデジタル技術を活用し、妊産婦等へ円滑な情報提供を行います。

指標	現状値 (R 6)	目標値 (R11)
妊娠期・子育て期における情報入手先(SNSと回答した割合)	健康はちまん 21 プランに基づき実施※	

※現状値 (R 6) なし。健康はちまん 21 プランに基づき、毎年度、前年度の実績値によ

り評価を実施します。

③ 子育て世帯訪問支援事業【こども家庭センター】★

子育て不安等養育上の課題を抱える家庭に対して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
子育て世帯訪問支援事業利用家庭数	3件	3件

④ 多胎児家庭育児支援事業【健康推進課】

多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行います。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
ホームヘルパー派遣数	健康はちまん 21 プランに基づき実施※	

※現状値（R 6）は4回。健康はちまん 21 プランに基づき、毎年度、前年度の実績値により評価を実施します。

（２）相談支援・情報提供の充実

○目標・方向性

・妊産婦や子育て家庭が、それぞれの事情に応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援、情報提供の充実を図ります。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 利用者支援事業（基本型）【こども家庭センター】★

子育て家庭が支援機関や関係機関を円滑に利用できるように、利用者支援員が身近な場所での相談や情報提供、助言等を行います。併せて、児童福祉法第10条の3第1項に基づく、地域子育て相談機関の機能を設置します。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
設置箇所数	2か所	3か所

② 利用者支援事業（特定型）【こども家庭センター】【幼児課】★

保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように、利用者支援員が相談や情報提供、助言等を行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
設置箇所数	0箇所	1箇所

③ 利用者支援事業（こども家庭センター型）【健康推進課】【こども家庭センター】★ 【母子保健機能】

妊産婦が必要なサービスを円滑に利用できるように助産師や保健師が相談に応じるとともに、情報提供を行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
設置箇所数	1箇所	1箇所

【児童福祉機能】

すべてのこどもとその家族及び妊産婦が、必要なサービスを円滑に利用できるように、社会福祉士や保健師等が相談に応じるとともに、情報提供を行います。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
設置箇所数	１箇所	１箇所

④ 妊婦等包括相談支援事業【健康推進課】★

妊産婦等が必要なサービスを円滑に利用できるように助産師や保健師が相談に応じるとともに、情報提供を行い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
面談実施合計回数	１，３９８回	１，３５２回※

※出生数の減少傾向を鑑み目標値を設定しています。

（３）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

○目標・方向性

- ・こどもと親の心身の健康は重要な課題であることから、心と身体の健康を実現できるサポートを行います。
- ・乳幼児の心身の発育の状況の確認及び適切な指導等により、乳幼児の健康の保持・増進を図ります。
- ・不妊治療における経済的負担の軽減を目的として、保険診療の特定不妊治療に併用した先進医療に対して費用助成をします。
- ・産後の母親の心身の不調や育児不安等に寄り添い、相談支援や継続した支援の充実を図ります。
- ・親子が孤立せず、安心して子育てが出来るよう保健師等が家庭を訪問し、相談支援や情報提供を行います。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 産前・産後サポート事業【健康推進課】

妊婦・出産・子育てに関する不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行います。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
助産師相談・地域助産所相談件数	健康はちまん２１プランに基づく※	

※現状値（Ｒ６）は１，１７１件。健康はちまん２１プランに基づき、毎年度、前年度の実績値により評価を実施します。

② 妊婦健康診査事業【健康推進課】★

妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦を対象とした健康診査費の一部を公費負担します。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
妊婦健康診査事業延べ受診件数	７，１８４人	７，１９２人※

※妊婦健康診査受診券の利用実績から目標値を設定しています。

③ 乳児全戸訪問事業【健康推進課】★

概ね生後4か月までの乳児をもつ家庭を対象に、子育てに関する情報提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、養育についての相談・助言・その他の援助を行う事を目的に、保健師・助産師が家庭を訪問し必要な支援を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
生後4か月までの乳児家庭への訪問指導件数	541件	567件※

※乳児家庭への訪問は全戸訪問としています。目標値は出生数の減少傾向を鑑み設定しています。

④ 養育支援訪問事業（専門的相談支援）【健康推進課】★

乳児全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要な家庭に対し、専門的な相談・指導・助言・その他必要な支援を継続的に実施します。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
産後うつ病のスクリーニングの点数が高い産婦の訪問件数	14件	15件

⑤ 産後ケア事業【健康推進課】★

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
利用者数	137人	201人※

※産後ケア事業の集合契約化に伴う利用可能施設の拡大を鑑み目標値を設定しています。

（４）医療の充実及び医療と保健の連携

○目標・方向性

- ・安心して妊娠・出産期を過ごすことが出来るよう、医療と保健の連携を行いながら、母子保健サービスの充実を図ります。
- ・出生数は減少傾向にありますが、分娩可能な産婦人科や小児科の維持をしていくとともに、より安全で安心な出産の環境づくり及びこどもに対する医療提供の充実に努めます。

○主な事業・取組

① 医療と保健の連携【健康推進課】

医療機関と保健機関が連携して、ハイリスク妊産婦・新生児とその家庭に対し、適切な母子保健サービスを提供します。また、周産期に関する会議を通して、医療機関と情報や課題を共有し、医療と保健の連携を図ります。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
周産期支援体制検討会議（健康推進課主催）開催回数	健康はちまん21プランに基づき実施※	

※現状値（R 6）は1回。健康はちまん 21 プランに基づき、毎年度、前年度の実績値により評価を実施します。

（５）性や健康に関する正しい知識の普及

○目標・方向性

・幼いころからの命の大切さや性に関する健康教育、思春期以降のプレコンセプションケアの推進等により、予期せぬ妊娠や性感染症の防止、妊娠や子育てに関する正しい知識の普及を図る取組を進めます。

○主な事業・取組

① 小・中学生に向けた正しい知識の普及・相談【学校教育課】

関係機関と連携し、性に関することや妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図ります。学校現場における性に関する指導の充実のため、研修の案内や外部講師の招聘に努めます。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
保健・保健体育の授業での男女の性や妊娠、出産の学習を全小・中学校で実施	100%	100%

（６）経済的負担の軽減

○目標・方向性

・子育て家庭の経済的負担感が増大している状況から、児童手当の支給や乳幼児子ども医療費助成の実施により、子育て家庭への経済的支援を行います。

・妊産婦に対する経済的支援を行うことで、妊娠期から出産後までの経済的負担の軽減を図ります。

・保育所等の保育料の減免措置や、放課後児童クラブにおける負担金の助成により、経済的負担の軽減を行います。

・保育所及び幼稚園等の副食費については、所得割額に応じて減免措置を行います。

・保護者の経済的負担軽減のため、学校給食費の無償化及び学校給食費等補助制度により経済的支援を行います。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 子ども医療費助成【保険年金課】

小学生、中学生、高校生世代のこどもの通院・入院医療費の負担（保険診療に限る）を助成します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
子ども医療費助成額（市負担分）	241,022,504 円	246,141,575 円

② 妊婦のための支援給付事業【健康推進課】 ★

妊娠期からの経済的支援を行うため、妊婦に対して支援給付を行います。

指標
健康はちまん 21 プランに基づき実施※

- 1 ※現状値（R 6）は 1,397 件。健康はちまん 21 プランに基づき、毎年度、前年度の実績
- 2 値により評価を実施します。
- 3
- 4

3 すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境づくり

現状と課題

- ・乳幼児期は、こどもの健やかな成長のために重要な時期であり、その時期にふさわしい一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。
- ・共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが高まっており、依然として待機児童が生じています。待機児童解消に向けた受け皿の確保が必要です。
- ・保育の人材確保が課題となっており、就学前教育・保育を担う人材の定着を図るためには、働きやすい職場環境を作ることが不可欠です。現場の事務負担の大きさが依然として課題となっていますが、ICTの活用により園運営にかかる業務効率化を図り、保育の質の向上や職員の働きやすさにつなげる必要があります。

(1) 保育所等の受け入れ体制の充実

○目標・方向性

- ・共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの高まりから、待機児童の解消に向けて、教育・保育環境の整備を行うとともに、人材確保に取り組みます。

○主な事業・取組(★…法定事業)

① 教育・保育提供体制の確保【幼児課】★

確保方策に基づき、市内全域に教育・保育環境の整備を行い、待機児童の解消に努めます。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
保育所等の受け入れ確保量	3,494人	3,689人

② 保育士等の確保【幼児課】

保育士を目指す学生や潜在保育士に向けた取組を積極的に行うとともに、保育士の働きやすい環境づくりを図り、保育士等の就職率や定着率の向上に努めます。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
保育人材確保に関するフェア等来場者の市内就職率	36.4%	43.5%

(2) 次代の親の育成

○目標・方向性

- ・子育てに対する理解を深め、子育てに対して希望を持つことができるよう次代の親やこれから子育てをする人たちに対して、学びの機会を提供します。

○主な事業・取組

① 家庭教育支援【生涯学習課】【幼児課】

子育てサロンや講座の開催により、保護者同士や家庭教育支援員との交流の機会を設

け、家庭教育支援を行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
近江八幡市子育てサロンの開催数	3回	5回
保護者研修会の実施園数	17園	26園

（３）こどもの力を伸ばす教育・保育環境の充実

○目標・方向性

・就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、こどもの豊かな育ちと学びを保障できる質の高い教育・保育の確立を目指します。

・こどもの育ちと学びをつなぐため、幼稚園、保育所、こども園、小学校・中学校の連携及び接続の強化を図ります。

○主な事業・取組

① 職員の資質と専門性の向上【幼児課】【学校教育課】

教育・保育の推進に向けての研究・研修会の実施及び経験年数に応じた研修の場を設定し、人材育成を図ります。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
保育所、幼稚園、こども園教職員キャリアステージ研修会実施回数	各ステージ3回	各ステージ3～5回
小・中学校教職員キャリアステージ研修会実施回数	各ステージ2～6回	各ステージ2～6回

② 幼保小のなめらかな接続【幼児課】【学校教育課】

発達や学びの連続性と系統性を踏まえたカリキュラムの作成・実施を通して幼児教育の「学びの芽生え」と小学校教育の「学びの基礎」のなめらかな接続を図ります。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
各小学校区での幼保小接続にかかる協議会の実施回数	2回	3回

③ 読書・絵本環境の充実【幼児課】【学校教育課】

乳幼児から発達段階に応じた読書活動の充実を図るとともに、こどもが本と出会い、読書の楽しみを知る機会の提供や読書・絵本環境の整備を図ります。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
就学前施設での絵本読み聞かせ実施状況	1～2回/日	1～3回/日
小学校図書館での一人当たりの年間貸出冊数	24冊	24冊
中学校図書館での一人当たりの年間貸出冊数	6冊	6冊

（４）健やかな心身の育成

○目標・方向性

・一人ひとりが自分のよさや可能性を発揮しながらこれからの時代を生き抜く力を育むことができるよう、豊かな心と健やかな体の育成を目指します。

・こどものこころの問題等、学校現場における課題が複雑化かつ多様化していることから、相談体制の充実を図ります。

○主な事業・取組

① 教育相談事業【教育研究所】【学校教育課】

子育て、発達相談はじめ、校園所への行きしぶり、不登校、いじめ、問題行動などに悩む子どもや保護者への相談、支援体制を充実します。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
教育相談員、臨床心理士による電話・面接相談 やスクールソーシャルワーカーの派遣回数	1,290回	1,000回※

※R5年度に900回程度であった相談件数・派遣回数は、パンフレットの配布などの周知効果によりR6年度は1,290回に激増しました。いじめの積極的認知により、報告件数は増えていますが、学校での初期対応を重視し、相談件数を減らしていきたいと考えているため、目標値は現状値より少なく設定しています。

② いじめ問題対策連絡協議会【学校教育課】

いじめの防止等のための対策を、関係機関及び団体と連携を図り推進します。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
いじめ問題対策連絡協議会の開催	3回	3回

（５）家庭や地域の教育力の向上

○目標・方向性

・未来を担うこどもの育ちや学びを地域全体で支援するため、家庭、地域が果たす役割を見つめ直し、地域の人々との交流や地域との連携を深めながら、体験や学習をはじめとした活動の充実努めます。

○主な事業・取組

① にこまるポケット【生涯学習課】

にこまるポケット（校園所で活用する講師リスト）に登録された地域人材の方々による学校教育への参画を通して、教育の充実を図ります。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
にこまるポケットの登録者数	24人	30人

② ふるさと教育・保育の推進【幼児課】

地域の自然、歴史、文化といった地域資源を活かし、地域の人々とのふれあいや交流を通して、地域とのつながりを大切にするとともに、ふるさとへの愛着や豊かな心を育みます。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
地域交流実施園数	18園	26園

(6) こども・若者を取り巻く有害環境対策の推進

○目標・方向性

・有害情報との接触、メディア接触の低年齢化や長時間化等、こども・若者を取り巻く有害な環境からこども・若者を守るための取組を推進します。

○主な事業・取組(★…法定事業)

① 携帯電話・ネット防犯予防対策、スマホ、SNS等の適切な使用に関する学習【学校教育課】

情報モラルに関する学習やPTAや警察等関係機関との連携により、ICT機器やスマートフォン等の健全な取扱いについて啓発を行います。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
情報モラルに関する学習やICT機器・スマホ・SNS等に関する研修会の実施校数(年1回以上)	全小中学校 (16校)	全小中学校 (16校)

② メディア問題に関する保護者向け啓発【幼児課】

就学前児童のスマートフォン等メディアに関する影響について、保護者向けに啓発を行います。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
保護者向け啓発活動の実施施設数(年1回以上)	全施設 (34施設)	全施設 (35施設)

(7) 食育の推進

○目標・方向性

・こども・若者の心身の健康、健全な食生活の実現のため、食育を通して健康づくりを支援します。

・市の特産品や市内産の野菜を使用し、昔から伝わる郷土料理を取り入れた給食を実施する等、学校給食を通して、地産地消の推進及び食に関する意識の啓発を図ります。

○主な事業・取組

① 正しい食習慣の啓発【幼児課】【学校教育課】【健康推進課】

こども・若者や子育て家庭に対し、食事と健康の関係、食事マナーについて啓発し「食を選ぶ力」「食べる力」の育成を図ります。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
幼・保・こども園における食育の総実施回数	116回/年	125回/年
小・中学校における食育推進教室の実施校数	16校	16校
食育の取組の実施数	近江八幡市食育推進計画に基づき実施	

(8) 多様な保育ニーズの対応

○目標・方向性

・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施により、すべての子育て家庭に

対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。
・事業の利用を通じて、こどもの家族以外の人と関わる機会の確保、保護者の孤立感、不安感等の解消を図り、こどもの育ちを応援します。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 一時預かり事業【幼児課】【こども家庭センター】 ★

通常の教育時間後や、長期休業期間中等に、希望する在園児を対象に保育を行います。
また、就労や通院、育児リフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難な在宅の乳幼児を対象に保育を行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
年間延べ利用人数（幼稚園での一時預かり事業）	18,323人	17,447人
年間延べ利用人数（幼稚園以外での一時預かり事業）	1,262人	1,319人

② 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【幼児課】 ★

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定期間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるようにするため、地域の教育・保育施設やその他関係施設と連携し、乳児等通園支援事業の受入れ枠の確保を進めるとともに、本事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
利用定員数	事業開始前	14人

4 地域社会全体で子育てを支え、こども・若者が様々な学びや遊びに出会えるまちづくり

現状と課題

・核家族化、地域や親同士のつながりの希薄化、子育てと生活の両立の難しさ等から、各家庭が子育てに余裕がなく楽しむことができない状況もみられ、地域社会全体で子育て家庭を支援する必要があります。

・保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら不安や孤立感を抱えることのないよう、子育て家庭同士のつながりの場だけでなく、様々な立場の周囲の方に支えてもらえるような地域づくりが必要です。

・子育て家庭が仕事と家庭を両立し、子育てに余裕が持てるような環境づくりが必要です。

・共働き世帯や働き方の多様化に伴い、すべてのこどもたちにとって安心・安全な放課後の居場所の必要性が高まっています。必要な児童が利用できるような受け皿の確保が求められています。

・すべてのこども・若者が家庭や学校以外でも自分らしく安心・安全に過ごすことができるようなこども・若者の居場所の提供が必要です。

・こどもが屋外や屋内で安全に過ごすことができるよう、公園や遊戯施設等の整備が求められています。

・こども・若者の非行防止や犯罪被害防止等のために、地域社会が一体となった取り組みとともに、こども・若者の健全な成長のための環境の整備が求められています。

(1) 地域における子育て支援の充実

○目標・方向性

・保護者が孤立感や不安感を抱えることのないよう、地域社会全体で子育て家庭を支援する取組を行います。

・保護者同士のつながりや親とこどもの絆を育む場の提供を通して、子育ての悩みや不安の軽減につながるような支援を行います。

・子どもセンターにおいて、親育ちや子育てを応援する交流の場や、子育て教室の開催を通して、子育てをする親同士が情報交換や悩みや不安を相談できる場を提供します。

・市内で活動する子育てサークル・支援団体等の活動に対して、情報発信や施設利用等の支援を強化します。

○主な事業・取組(★…法定事業)

① 地域子育て支援拠点事業【こども家庭センター】★

子育ての不安感等を緩和するために、子育て親子が交流する場を提供し、子育ての相談、情報提供、助言等を行います。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
年間延べ利用人数	21,734人	20,500人

② 親子関係形成支援事業（親子の絆づくりプログラム(BP)）【こども家庭センター】★

生後2か月から5か月の第1子を育てるお母さんと赤ちゃんを対象に、ロールプレイ等を通じて子育ての基礎知識を学び、保護者同士の交流を図りながら、親子の絆を育てていくプログラムを実施します。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
年間開催コース利用人数	388人	576人

③ ファミリー・サポート・センター事業【こども家庭センター】★

育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」からなる相互援助活動を支援するために連絡・調整を行い、仕事と家庭の両立を支援します。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
年間延べ利用人数	672人	652人

（2）こども・若者の健全育成

○目標・方向性

- ・すべての就学児童が、安心して安全に過ごすことができる放課後の居場所を提供します。
- ・利用ニーズが高まっている放課後児童クラブの受け皿の確保に努めます。
- ・放課後児童クラブの職員を対象とした研修を実施することで、放課後児童クラブ職員の資質の向上に努めます。
- ・こどもの生活の連続性が保障されるよう、放課後児童クラブと幼稚園、保育所、こども園、小学校等の連携を進めます。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 放課後子ども教室【生涯学習課】

「近江八幡市放課後子ども総合プラン」に基づき、利用可能な余裕教室やコミュニティセンター等を活用し、児童の学習・体験・交流の場を提供します。また、放課後児童クラブとの連携を進め、「校内交流型」または「連携型」の実施をします。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
放課後子ども教室実施校数	12校	12校

② 放課後児童健全育成事業【子育て政策課】★

確保方策に従い、放課後に児童が安心して生活ができる居場所を確保し、次代を担う児童の健全な育成を支援します。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
放課後児童クラブ受け入れ確保量	1,537人	1,677人

③ 青少年育成事業【生涯学習課】

青少年育成市民会議において、地域における青少年健全育成のため、地域の環境浄化や周知啓発等に関する活動の実施に取り組みます。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
市内商業施設の巡回回数	1 5 回	2 5 回

（３）多様な遊びや体験の機会の確保

○目標・方向性

- ・子どもたちの遊び場である公園等を安全で安心して快適に過ごすことができるように、維持管理等に努めます。
- ・子どもが楽しく安全に過ごすことができるよう、公園の整備等を行います。

○主な事業・取組

① 公園等の整備【都市計画課】

子育て家庭を含めた市民が利用できる公園等の環境整備を行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
老朽化した施設（遊具・トイレ）の改修	1 箇所/年	1 箇所/年

② 屋内の遊び場等の整備【福祉政策課】【こども家庭センター】

子育て家庭が、天候や気候に関わらず屋内で活動ができる屋内遊戯施設等を整備します。

指標
屋内遊戯施設等の一体的整備を検討

（４）安心・安全な環境の整備

○目標・方向性

- ・子どもたちが安全に生活することができるよう、交通環境の整備の充実を図ります。
- ・通学路等の安全点検等を実施し、安心・安全な環境整備を行います。

○主な事業・取組

① 歩道・通学路の安全対策【学校教育課】【土木課】

毎年１回、関係機関と合同点検を実施し、小学校ごとに通学路の危険箇所について情報収集を行い、対策が必要となれば、区画線や防護柵設置によるハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
通学路合同点検の実施回数	1 回/年	1 回/年

（５）家庭と仕事の両立支援

○目標・方向性

- ・家庭と仕事を両立し、豊かな生活を送ることができるよう、企業に対する啓発や支援を通して、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。
- ・男性の育児参加を促し、夫婦が相互に協力しながら子育てができるような環境をつくるための啓発活動を行います。

○主な事業・取組

① 事業所への啓発【商工振興課】

仕事と家庭の両立を実現するため、関係団体等と連携して、働き方の見直しを推進、従業員のモチベーションや定着率の向上、企業の人材確保や生産性向上等、企業の成長につながる啓発に努めます。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する事業所対象セミナーの受講者	14名	20名

② 男性の子育て参加への啓発【こども家庭センター】【健康推進課】

男性の育児参加を後押しするための啓発活動を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
子育てガイドブック「ハチピースタイル」内に「育パパ手帳」を掲載	1回/年	1回/年
父親参加プログラムの開催	年1回以上	年1回以上
コペアクラス（妊娠期教室）参加者アンケート	健康はちまん21プランに基づき実施※	

※現状値（R6）は75.2%（コペアクラス参加者のコペアレンティング獲得状況（コペアクラスアンケート10点中7点以上の割合）。健康はちまん21プランに基づき、毎年度、前年度の実績値により評価を実施します。

（6）こども・若者の居場所づくり

○目標・方向性

- ・こども・若者が自分らしく安心して、過ごせるための居場所を提供します。
- ・こども食堂等こどもにとって安心して過ごせる居場所が提供されるよう、活動団体等に対して支援を行います。

○主な事業・取組

① こども食堂事業【こども家庭センター】

食事が必要なこどもたちとつながることができる可能性が高まることや、ひとり親家庭や、共働き家庭の増加により孤食が増える中で、豊かな時間の提供・地域の人々とのかわり代で支えあうコミュニティの充実を図るため、こども食堂実施団体への支援を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
市内こども食堂実施団体数	17団体	20団体

② こども・若者の居場所づくりの検討【子育て政策課】【生涯学習課】

こども・若者とこども・若者に関わる大人やコミュニティをつなぐため、すべてのこども・若者を対象としたオープンな居場所づくりについて検討します。またニーズに応じた居場所づくりについても、こども・若者の意見を聞きながら検討します。

指標
ニーズの把握、事業化の検討を行い、計画期間内（R11）の整備を図る

(7) 非行防止活動及び立ち直り支援活動の推進

○目標・方向性

・非行防止の啓発や立ち直り支援等について、関係機関・団体と連携した活動に取り組みます。非行防止は「未然の予防」、立ち直り支援は「再出発の支援」という役割を担い、互いに補完し合うことで、こども・若者だけでなく、その家族や地域住民全体の安全と安心を高めます。

○主な事業・取組

① 犯罪・薬物乱用防止教育【学校教育課】【少年センター】

小学校や中学校において少年センター、少年補導委員会、薬剤師会及び関係機関による薬物乱用防止等の教育指導を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
薬物乱用防止教室を開催した小・中学校数	13校	全小中学校 (16校)

② 少年センター運営事業【生涯学習課】

青少年健全育成を目指した各種啓発活動による青少年非行の未然防止、早期発見・早期指導、青少年問題に関する相談活動、地域の環境浄化活動等に取り組みます。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
街頭補導活動の実施回数	544回	600回

③ あすくるHAR【少年センター】

青少年立ち直り支援センターであるあすくるHARにおいて、非行等の問題や悩みを抱える青少年が、自分の課題を克服しながら社会に適応して生活できるよう立ち直り支援に取り組みます。

指標
適切な支援プログラムを継続して実施

5 きめ細やかな関わりを必要とするこども・若者・家庭への支援

現状と課題

- ・学校や保育現場において、配慮が必要なこども・若者が増加しており、それぞれの保育現場においてきめ細やかな支援が必要とされています。
- ・不登校の児童生徒が増加しており、相談体制の構築が必要です。
- ・アンケート調査結果から、ひとり親家庭の貧困率が高い状況にあります。
- ・不登校やひきこもり等に対する社会全体の理解を深めるとともに、それらの当事者やその家族が孤立することなく、相談しやすい環境づくり、居場所づくりが求められています。

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

○目標・方向性

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国・県の制度に基づき、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業等の実施により、就業に向けた支援を推進します。
- ・児童扶養手当や医療費助成の適切な支給により、ひとり親家庭の経済支援の充実に努めます。
- ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金や養育費の保証促進補助金事業を通して、ひとり親家庭が養育費を確実に受け取れるよう支援することで、生活の安定を支援します。
- ・個々の家庭状況に応じた情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭の親及びこども・若者の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職など正規雇用を中心とした就業に向けた支援を推進します。

○主な事業・取組

① 母子・父子自立支援体制の整備【こども家庭センター】

自立に必要な情報提供、相談指導、就労支援等総合的な支援を行います。個々の状況やニーズに応じて自立に向けたサポートを行い、相談支援の充実・強化を図ります。

指標
支援の必要な対象者に適切な相談等を継続して実施

(2) 障がい児者支援の充実

○目標・方向性

- ・障がいのあるこども・若者が、地域の中で安心して暮らし、自分らしく成長することができるよう家庭に応じた支援サービスの提供を行います。
- ・保護者相談会の実施や研修会の開催を通して、障がいのあるこども・若者を持つ家庭に寄り添い、家庭を含めたトータル支援の推進を行います。
- ・障害福祉サービスの利用について、関係機関へ情報提供を行い、対象者への適切な周知を行います。

・幼稚園・小学校・放課後児童クラブにおいて、医療的ケアの必要な児童の受け入れ体制の整備に努めます。

主な事業・取組

① パarentプログラム※、Parent・Mentor事業※【発達支援課】

障がいのあるこどもを持つ親を支えながら、具体的な養育スキルを獲得できるように親としての学びを支援します。また、各種講座の開設・充実を推進します。

※Parentプログラム…子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの行動の理解の仕方を学び、より良い子育てをすること、子育ての仲間を見つけることを目的としたプログラム。

※Parent・Mentor…発達障がいのあるこどもの子育て経験があり、相談支援に関する研修を受けた保護者が、同じ立場の親として子育ての悩みに寄り添い共感しながら様々な情報の提供を行う『親による親のサポート』。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
障がいあるこどもを持つ保護者、支援者対象研修参加率	対象者の70%以上	前年比100%以上

② こども期の生活支援の充実【障がい福祉課】

各種障がい児通所サービスの提供体制の確保や地域生活支援事業の充実及び支援の質の向上を図ります。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
障がい児福祉計画における障害児通所支援等の利用人数	近江八幡市障がい児福祉計画に基づき実施	

③ 障がい児者自立支援協議会【障がい福祉課】

協議会内専門部会の障がい児支援促進部会において、関係機関と連携を図りながら障がいのあるこども・若者の自立・就労に向けた取組を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
障がい児支援促進部会の開催	3回	3回

④ 特別支援教育就学奨励費給付制度【学校教育課】

特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を「就学奨励費」として給付します。

指標
近江八幡市内の小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、就学奨励についての案内文書を配布し制度を周知し、適切な支援を継続する

⑤ 特別な支援が必要なこどもへの就学相談・支援【学校教育課】

特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒を対象に、将来自立し社会参加していくことを目指して、その可能性を最大限に伸ばすための教育と支援のあり方、また、そのための就学先を保護者とともに考え、決定していきます。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
教育支援委員会での審議結果通りに就学した対象者の割合	90.3%	95%

⑥ 障がい者生活支援相談窓口【障がい福祉課】

身体・知的・精神・発達障がいに関する本人、家族からの相談に応じ、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
適切な支援プログラムを継続して実施		

（３）発達障がいのあるこどもへの支援の充実

○目標・方向性

- ・発達障がいのあるこどもが、地域の中で安心して暮らし、自分らしく成長することができるよう支援サービスの充実を図ります。
- ・保育所・幼稚園等への支援員の訪問により、インクルーシブ環境における専門支援の提供を推進します。
- ・発達相談や巡回相談支援の充実により、早期発見及び早期支援に努めます。
- ・放課後児童クラブにおける巡回相談事業の実施により、発達に課題をもつこどもへの対応について専門相談員によるアドバイスを提供することで、支援の充実を図ります。

○主な事業・取組

① 児童発達支援事業の充実【発達支援課】

支援が必要な未就学児やその保護者に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得や集団生活に適應することができるよう、民間事業所とも連携し、支援体制を推進します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
児童発達支援を必要とする対象児の待機児童数	0人	0人

② 保育所等訪問支援事業の充実【発達支援課】

障がい児等が集団生活を営む保育所・幼稚園等に支援員が訪問し、対象児への専門的な訓練等と保育士等のスタッフへの支援指導等、支援を必要とする児童がインクルーシブ環境における専門支援を受けることができる体制づくりを推進します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
保育所等訪問支援を必要とする対象児の待機児童数	0人	0人

③ 子ども発達支援事業（発達相談、巡回相談）の充実【発達支援課】

発達障がいのあるこどもを対象とした発達相談及び発達相談員（心理職）の園所への巡回を行う巡回相談事業を推進することで、発達障がいの早期発見、早期支援につなげます。

指標
障がいやその疑いがある児童及びその家族に対して、適切な相談支援等を実施

(4) 外国にルーツをもつ子どもへの支援の充実

○目標・方向性

- ・外国にルーツのある子どもや家庭が地域の中で安心して暮らすことができるよう、適切な行政サービスの提供を行います。
- ・外国にルーツのある子どもの学習支援や居場所の充実を図るため、活動団体等へ支援を検討します。
- ・母語支援員を該当校園に派遣して、外国にルーツのある児童生徒や保護者に対して学校生活への適応支援や日本語指導、学習支援を行います。

○主な事業・取組

① 適切な行政情報の提供【まちづくり協働課】

外国にルーツのある子どもや家庭が、円滑かつ適切な行政サービスを受けることができるよう環境整備や施策の充実を図ります。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
市広報多言語版の作成 (英語・ポルトガル語等)	12回/年	12回/年

(5) 不登校・ひきこもりへの支援の充実

○目標・方向性

- ・不登校やひきこもりなど、学校等へ通うことが難しい子どもが増加している現状から、相談体制の充実を図ります。
- ・登校するものの教室に入りづらい児童生徒が安心して過ごせる場所を提供し、寄り添い支援を行います。
- ・フリースクール等の民間施設へ補助を行うことで、安定かつ持続的な運営を支援します。

○主な事業・取組

① スペシャルサポートルーム（SSR）運営事業【学校教育課】

不登校及び登校するものの教室に入りづらい児童生徒が心身の不安を軽減し、安心して過ごせる居場所（スペシャルサポートルーム）を学校内に設置し、専任の支援員（学習指導員）がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問教育相談員等とも連携しながら子どもに寄り添った支援を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、学校内で養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、または教育相談室、民間施設等いずれかの機関と相談している児童生徒の割合	小学校：61% 中学校：62%	小学校：70% 中学校：70%

② 不登校・引きこもりに関する相談支援事業【生涯学習課】

不登校やひきこもりに関する相談窓口を生涯学習課内に設置し、適切な助言等を行います。

指標
適切な相談を継続して実施

③ フリースクール利用児童生徒支援金給付事業【学校教育課】

不登校児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒の普通教育に相当する教育の機会の確保を行います。

指標
申請者に対し適正に審査し給付

④ フリースクール等民間施設運営支援補助事業【学校教育課】

児童生徒の学校復帰や社会的自立に資するため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援するための補助を行います。

指標
申請者に対し適正に審査し給付

⑤ 悩みを抱えるこども・若者の居場所づくり【生涯学習課】

不登校やひきこもり等のこども・若者とその家族の居場所づくりとして、自由に時間を過ごすことができる、悩みや不安への相談や交流、外出のきっかけづくり等の場となる居場所の提供に取り組みます。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
フリースペース（ひまわりカフェ）の開催	4回/年	6回/年

（６）こども・若者に関する相談体制・機能の充実

○目標・方向性

- ・こども・若者やその家族が気軽に相談でき、相談しやすい体制の充実を図ります。
- ・関係機関が互いの専門性と強みを共有し、相談者を適切な期間や支援につなげられるよう機能の強化を図ります。

○主な事業・取組

① 子ども・若者相談窓口【生涯学習課】

社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者やその家族の相談窓口を生涯学習課内に設置し、支援の方向性等を一緒に考え、相談内容に応じた助言や情報提供、専門の支援機関の紹介等を行います。

指標
適切な相談対応を継続して実施

② 生活困窮、就労、家計に関する相談窓口【福祉政策課】

経済的な困りごとや自分にあった就労が見つからない等の相談に応じ、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。

指標
適切な相談対応を継続して実施

③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（SSW）による相談支援【学校教育課】

児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また学校機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒を総合的に支援します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、学校内で養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、または教育相談室、民間施設等いずれかの機関と相談している児童生徒の割合	小学校：61% 中学校：62%	小学校：70% 中学校：70%

④ こころの相談窓口【健康推進課】

うつ病等、こころの不調に関するこども・若者とその家族からの相談・支援を行います。またこども・若者の自殺防止を図るため、医療機関や関係機関との連携のもと、多職種の専門家が助言等を行う支援体制の整備に取り組みます。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
若年層（10～39 歳）の自殺死亡者数	4 人（R 5）	減少

⑤ 子ども・若者支援地域協議会【生涯学習課】

子ども・若者育成支援推進法を根拠とする地域協議会において、社会的困難を抱えた子ども・若者相談支援のため、教育、福祉、保健医療、更生保護、雇用等の関係機関が連携しながら、相互の情報共有やネットワーク強化等に取り組みます。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
関係機関の相互理解や連携強化等にかかる協議会の開催	3 回	3 回

6 こども・若者の自立と社会参画に向けた支援体制づくり

現状と課題

・ひきこもりや不就労の状態にあるこども・若者に対し、不安や悩みに寄り添い、自己理解を促し、社会参加のきっかけづくり、就労や起業に向けた支援を実施することにより、社会的自立、職業的自立につなげていくことが求められています。

・障がいのあるこども・若者への多様な社会参加や福祉的な就労の機会、企業への就労等、障がいの特性を踏まえた社会参加のきっかけづくりや就労支援が求められています。

(1) 教育支援機関の整備

○目標・方向性

・教育支援機関を集約した施設整備を進め、不登校・ひきこもり、子育て等の複合化する問題に対して、相互連携を強化した相談支援、自立・復学・立ち直り・就労・起業支援を行います。

○主な事業・取組

① (仮称) 複合教育支援センター整備【生涯学習課】

教育相談室等子ども・若者相談支援に係る公的な教育支援機関の集約化を図り、より円滑かつ適切な連携体制を構築します。また、このセンターにおいて、社会的困難を抱えた子ども・若者が自身の興味・関心から、就労や起業、社会参画につなげられる支援体制の構築を図ります。

指標
旧いきいきふれあいセンターの施設改修を行い、計画期間内（R11）の整備完了をめざす

(2) 就労支援・起業支援の推進

○目標・方向性

・こども・若者の社会的自立の基礎となり、地域全体の活力につながる就労や起業に対して、「こども・若者が協働し、自ら『職』を生み出す起業支援」の視点から、地元企業や関係機関と連携しながら支援します。

・障がいのあるこども・若者が働きやすい環境をつくっていくため、商工会議所や商工会と連携を図り、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を行うとともに、障がいのあるこども・若者を雇用する企業の合理的配慮の実施を働きかけます。

○主な事業・取組

① キャリアカウンセリング【商工振興課】

働くことに対して心配事や悩み事を抱えている就労者、こども・若者やその家族をサポートするため、キャリアコンサルタントによる相談業務に取り組みます。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
カウンセリング件数	15回	30回

② 障がい者の就労支援【障がい福祉課】

一般就労が困難な障がい者に対して、企業の障害者雇用や障害福祉サービス利用による福祉的就労につながるよう支援します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
就労移行支援及び就労継続支援の利用者数	300人	360人

③ 創業支援事業【商工振興課】

創業セミナーや個別相談等により、起業・創業にチャレンジする人のやる気を引き出し、商工会等の関係団体と連携して起業・創業支援に取り組みます。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
創業支援件数	66件	70件

（３）社会参加、参画機会の充実

○目標・方向性

・こども・若者が社会の一員として自覚を持ち、主体的に行動できるよう、まちづくりプロジェクトの企画・運営に関わる仕組みをつくり、こども・若者の社会参加、参画機会の充実を図ります。

○主な事業・取組

① こども・若者の自立・社会参加支援事業【生涯学習課】

社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の相談支援を行いながら、安心できる居場所づくりに取り組みます。その中で、自分自身の強みや興味・関心を深め、実際に体験活動を繰り返していくプロジェクトをつくり、社会参加のきっかけづくりや起業・就労支援等に取り組みます。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の起業や社会参加を支援するプロジェクトの数	—	5回

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

（子ども・子育て支援法では、第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとしています。本計画は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を含む計画であり、この章では、令和7年3月策定の第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画「ハチピープラン」で掲載した令和7年～令和11年度の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」等の内容を再掲しています。※ただし、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の量の見込み等の数値は本計画において新たに追加し掲載しています。）

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めることとしています。

教育・保育の提供区域については、第二期計画を踏襲し、就学前児童数や施設立地のバランス等を考慮するとともに、居住する中学校区域の施設を利用している実態も踏まえ、全市で待機児童の解消に取り組むため「全市1区」と定めます。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域としています。

事業名	提供区域
教育・保育事業	全市1区
乳児等通園支援事業	全市1区
地域子ども・子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	全市1区
2. 延長保育事業	全市1区
3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市1区
4. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市1区
5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
6. 子育て短期支援事業	全市1区
7. 乳児家庭全戸訪問事業	全市1区
8. 養育支援訪問事業	全市1区
9. 子育て世帯訪問支援事業	全市1区
10. 親子関係形成支援事業	全市1区
11. 地域子育て支援拠点事業	中学校区
12. 一時預かり事業	全市1区
13. 病児保育事業	全市1区
14. ファミリー・サポート・センター事業	全市1区
15. 妊婦健康診査事業	全市1区
16. 産後ケア事業	全市1区
17. 妊婦等包括相談支援事業	全市1区

2 人口の見込み

計画期間（令和2年から令和11年）の人口の見込みについて、住民基本台帳の人口を基に、各年のコーホート変化率法を用いて0歳から19歳までの人口推計を算出しています。

（単位：人）

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	583	577	574	569	567
1歳	599	611	605	602	597
2歳	618	604	616	610	608
3歳	648	625	610	622	616
4歳	638	653	632	616	628
5歳	652	643	655	636	619
6歳	685	649	643	654	634
7歳	702	686	650	645	656
8歳	701	702	686	650	644
9歳	789	700	702	685	650
10歳	814	791	703	705	688
11歳	814	816	794	705	708
12歳	821	814	816	794	704
13歳	802	824	818	819	796
14歳	813	800	823	817	818
15歳	798	815	803	825	820
16歳	856	804	821	809	831
17歳	829	859	806	823	811
18歳	797	808	837	785	803
19歳	778	808	819	848	795

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、各認定区分に応じた量の見込み及び確保方策を以下の通り決めました。

1号及び2号認定については、「量の見込み」について対応可能なことから、既存施設での対応にて確保に努めます。

3号認定については、令和7年度に1施設が保育園から認定こども園へ移行、1施設が認定こども園の施設整備（北里小学校区）により定員増を図り、定員確保に努めます。

○令和7年度

（単位：人）

	令和7年度				
	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	1,938		583	599	618
量の見込み（A）	744	1,194	95	349	407
確保方策（B）	1,360	1,297	177	705	
過不足（C）＝（B）－（A）	616	103	82	▲51	

○令和8年度

（単位：人）

	令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	1,921		577	611	604
量の見込み（A）	738	1,183	94	356	398
確保方策（B）	1,401	1,313	183	743	
過不足（C）＝（B）－（A）	663	130	89	▲11	

○令和9年度

（単位：人）

	令和9年度				
	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	1,897		574	605	616
量の見込み（A）	729	1,168	94	353	406
確保方策（B）	1,405	1,330	183	745	
過不足（C）＝（B）－（A）	676	162	89	▲14	

○令和 10 年度

(単位：人)

	令和 10 年度				
	1 号認定	2 号認定	3 号認定		
			0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）	1,874		569	602	610
量の見込み（A）	720	1,154	93	351	402
確保方策（B）	1,413	1,340	183	745	
過不足（C）＝（B）－（A）	693	186	90	▲8	

○令和 11 年度

(単位：人)

	令和 11 年度				
	1 号認定	2 号認定	3 号認定		
			0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）	1,863		567	597	608
量の見込み（A）	716	1,147	92	348	400
確保方策（B）	1,415	1,352	187	750	
過不足（C）＝（B）－（A）	699	205	95	2	

※各年度 4 月 1 日時点での人数

4 乳児等通園支援事業

本市では、量の見込み及び確保方策を以下の通り定めました。

今後は、保育所や認定こども園をはじめ、公立幼稚園の活用などさらなる定員拡大を目指します。

なお事業開始前のため、「量の見込み」「確保方策」は国が示す算出方法を参考に用いています。

○令和8年度

	令和8年度		
	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）（単位：人）	577	611	604
対象児童数（単位：人）	238	260	206
保育所等を利用していない児童が対象			
利用者数（単位：人）	7	16	12
すでに事業を実施している自治体を参考に対象児童のうち、0歳は3%、1歳・2歳は6%			
必要受入時間数（単位：時間）	21	47	37
対象児童に利用率を乗じて、月当たりの利用時間3時間×乗じて算出			
量の見込み（A）（単位：人）	1	2	2
必要受入時間数を現時点での受入体制1日3時間×8日で除して算出			
確保方策（B）（単位：人）	1	2	2
過不足（C）＝（B）－（A）	0	0	0

○令和9年度

	令和9年度		
	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）（単位：人）	574	605	616
対象児童数（単位：人）	236	257	210
利用者数（単位：人）	7	15	13
必要受入時間数（単位：時間）	21	46	38
量の見込み（A）（単位：人）	1	2	2
確保方策（B）（単位：人）	1	2	2
過不足（C）＝（B）－（A）	0	0	0

1
2

○令和 10 年度

	令和 10 年度		
	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）（単位：人）	569	602	610
対象児童数（単位：人）	234	256	208
利用者数（単位：人）	7	15	12
必要受入時間数（単位：時間）	70	150	120
量の見込み（A）（単位：人）	3	6	5
確保方策（B）（単位：人）	3	6	5
過不足（C）＝（B）－（A）	0	0	0

3
4
5

○令和 11 年度

	令和 11 年度		
	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）（単位：人）	567	597	608
対象児童数（単位：人）	234	254	207
利用者数（単位：人）	7	15	12
必要受入時間数（単位：時間）	70	150	120
量の見込み（A）（単位：人）	3	6	5
確保方策（B）（単位：人）	3	6	5
過不足（C）＝（B）－（A）	0	0	0

6

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

(単位：箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	6	6
基本型	2	2	2	3	3
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型					
母子保健機能	1	1	1	1	1
児童福祉機能	1	1	1	1	1
確保方策	5	5	5	6	6
基本型	2	2	2	3	3
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型					
母子保健機能	1	1	1	1	1
児童福祉機能	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	636	631	628	621	618
確保方策	636	631	628	621	618

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

市が定めた保育料以外の教材費、園外活動等の行事費、給食費（幼稚園等）の実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

②現状

本市において実施はしていません。

③今後の方向性

本事業は、教育・保育施設等に通う児童の実費徴収額（日用品、文房具等）について、低所得者の負担軽減を図るため、その費用の一部を補助するものです。給付については、国が設定する上限額及び市内各施設の状況を踏まえ、必要に応じて検討していきます。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(単位：子育て支援事業の参入対象園への巡回回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(単位：新設園の巡回回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○全小学校区合計

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,503	1,538	1,547	1,553	1,559	1,546
1年生	360	398	378	369	374	358
2年生	332	345	382	363	352	358
3年生	315	300	310	347	326	316
4年生	247	241	233	237	265	251
5年生	162	163	157	154	157	178
6年生	87	91	87	83	85	85
確保方策	1,537	1,577	1,617	1,617	1,677	1,677

○小学校区別

①八幡小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	208	215	221	220	228	228
1年生	50	58	49	43	54	50
2年生	48	49	57	48	42	53
3年生	32	45	46	54	45	39
4年生	32	25	36	37	43	36
5年生	23	24	19	27	28	33
6年生	23	14	14	11	16	17
確保方策	205	205	205	205	205	205

②島小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	32	26	22	21	24
1年生	4	4	4	3	6	12
2年生	12	4	4	4	3	6
3年生	8	10	3	3	3	2
4年生	3	7	9	2	2	2
5年生	5	2	4	6	1	1
6年生	3	5	2	4	6	1
確保方策	44	44	44	44	44	44

③沖島小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
1年生	0	0	0	0	0	0
2年生	0	0	0	0	0	0
3年生	0	0	0	0	0	0
4年生	0	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

④岡山小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	165	158	152	133	131	124
1年生	34	29	34	21	30	24
2年生	34	34	29	34	21	30
3年生	25	30	30	25	30	18
4年生	39	21	26	26	21	26
5年生	25	28	15	18	18	15
6年生	8	16	18	9	11	11
確保方策	170	170	170	170	170	170

確保方策のうち校区外で確保しているものについては、利用動向に応じて他校区への転換を促します。

⑤金田小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	304	331	350	365	377	372
1 年生	74	90	82	76	82	71
2 年生	66	74	90	82	76	82
3 年生	57	64	71	87	79	73
4 年生	44	47	53	59	72	65
5 年生	38	32	34	39	43	53
6 年生	25	24	20	22	25	28
確保方策	294	334	334	334	334	334

量の見込みに応じて、令和 7 年度を目途に新たな受け皿を確保します。

⑥桐原小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	173	189	192	209	217	219
1 年生	48	62	51	64	57	55
2 年生	40	44	57	47	59	52
3 年生	31	35	39	51	42	53
4 年生	27	22	25	27	36	30
5 年生	20	15	12	14	15	21
6 年生	7	11	8	6	8	8
確保方策	177	177	217	217	217	217

量の見込みに応じて、令和 8 年度を目途に新たな受け皿を確保します。

⑦桐原東小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	177	173	162	161	150	150
1 年生	36	37	36	45	32	37
2 年生	39	33	33	33	41	29
3 年生	50	38	32	32	32	40
4 年生	34	38	29	24	24	24
5 年生	14	22	24	18	15	15
6 年生	4	5	8	9	6	5
確保方策	171	171	171	171	171	171

⑧馬淵小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	47	39	40	39	37	34
1 年生	10	6	14	12	11	7
2 年生	10	8	5	12	10	9
3 年生	14	7	6	3	9	7
4 年生	6	12	6	5	2	8
5 年生	5	3	7	3	3	1
6 年生	2	3	2	4	2	2
確保方策	75	75	75	75	75	75

⑨北里小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	86	95	98	106	115	111
1 年生	27	33	28	33	38	24
2 年生	19	26	32	27	32	37
3 年生	23	16	21	27	22	27
4 年生	8	14	9	12	16	13
5 年生	6	4	7	4	6	8
6 年生	3	2	1	3	1	2
確保方策	90	90	90	90	90	90

⑩武佐小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	38	38	41	44	43	39
1 年生	14	15	18	17	15	13
2 年生	11	12	13	16	15	13
3 年生	8	6	6	7	8	8
4 年生	4	4	3	3	4	4
5 年生	1	1	1	1	1	1
6 年生	0	0	0	0	0	0
確保方策	38	38	38	38	38	38

⑪安土小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	206	211	214	210	204	212
1年生	45	52	50	45	42	55
2年生	40	44	51	49	44	41
3年生	51	38	42	49	47	42
4年生	39	41	30	33	39	37
5年生	20	27	29	21	23	27
6年生	11	9	12	13	9	10
確保方策	199	199	199	199	259	259

令和10年度を目途に新たな専用施設（こどもの家）を整備し、受け皿を確保します。

⑫老蘇小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	64	57	51	44	36	33
1年生	18	12	12	10	7	10
2年生	13	17	11	11	9	6
3年生	16	11	14	9	9	7
4年生	11	10	7	9	6	6
5年生	5	5	5	3	4	3
6年生	1	2	2	2	1	1
確保方策	74	74	74	74	74	74

（６）子育て短期支援事業

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	１	１	３	３	３
確保方策					
利用人数	１	１	３	３	３
箇所数	５	５	６	６	６

（７）乳児家庭全戸訪問事業

（単位：訪問件数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	５８３	５７７	５７４	５６９	５６７
確保方策	５８３	５７７	５７４	５６９	５６７

（８）養育支援訪問事業（専門的相談支援）

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	１５	１５	１５	１５	１５
確保方策	１５	１５	１５	１５	１５

（９）子育て世帯訪問支援事業

量の見込み（単位：件数） 確保方策（単位：実施箇所数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	３	３	３	３	３
確保方策	１	１	１	１	１

（１０）親子関係形成支援事業（親子の絆づくりプログラム（BP））

（単位：延べ利用組数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	５７６	５７６	５７６	５７６	５７６
確保方策	５７６	５７６	５７６	５７６	５７６

1 (11) 地域子育て支援拠点事業

2 ○全市域

3 引き続き子どもセンター3箇所（八幡、八幡東、八幡西）、地域子育て支援センター2箇
4 所（地域子育て支援センタークレヨン・安土子育て支援センター）、つどいの広場3箇所（ほ
5 んわかの家八幡、ほんわかの家金田、あいあいの家）の計8箇所で実施をします。

6 老朽化している八幡西子どもセンター・八幡東子どもセンターについては、他の子ども
7 センターと合わせて、今後の機能移転や集約統合等の在り方について検討し整備を行いま
8 す。

9 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20,857	20,842	20,752	20,605	20,500
確保方策	8	8	8	8	7

10 ○中学校区別

11 ①八幡中学校区

12 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,887	9,825	9,702	9,609	9,532
確保方策	3	3	3	3	4

14 ②八幡東中学校区

15 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,434	4,604	4,545	4,511	4,494
確保方策	2	2	2	2	1

17 ③八幡西中学校区

18 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,949	2,949	2,995	2,995	3,000
確保方策	1	1	1	1	0

20 ④安土中学校区

21 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,587	3,467	3,510	3,489	3,474
確保方策	2	2	2	2	2

(12) 一時預かり事業

○幼稚園での一時預かり（幼稚園型）

（単位：日人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17,027	17,307	17,447	17,447	17,447
確保方策	17,027	17,307	17,447	17,447	17,447

○幼稚園以外での一時預かり（一般型等）

（単位：日人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,332	1,345	1,332	1,319	1,319
確保方策	1,332	1,345	1,332	1,319	1,319
一般型	633	633	633	633	633
余裕活用型	22	22	22	22	22
あいあいの家	18	18	18	18	18
ファミリー・サポートセンター	659	672	659	646	646

(13) 病児保育事業

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	810	829	849	826	828
確保方策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	665	678	665	652	652
就学前児童	583	594	583	571	571
就学児童	76	78	76	75	75
病児・緊急対応強化	6	6	6	6	6
確保方策	665	678	665	652	652
就学前児童	583	594	583	571	571
就学児童	76	78	76	75	75
病児・緊急対応強化	6	6	6	6	6

1 (15) 妊婦健康診査事業

2 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,356	7,321	7,250	7,227	7,192
確保方策	7,356	7,321	7,250	7,227	7,192

3 (16) 産後ケア事業

4 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	166	175	183	191	201
宿泊型	46	49	51	53	56
通所型	32	33	35	36	38
訪問型	88	93	97	102	107
確保方策	166	175	183	191	201

5 (17) 妊婦等包括相談支援事業

6 (単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,383	1,376	1,363	1,358	1,352
確保方策	1,383	1,376	1,363	1,358	1,352

6 就学前教育・保育の提供及び小学校との連携の推進

(1) こどもの育ちを支える就学前教育・保育の提供

乳幼児期は、こどもの人格が形成される重要な時期であり、この時期に適切な教育・保育が提供されることが大切です。多様化する保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟にこどもを受け入れ、教育・保育を必要とするこどもが確実にこれらの提供を受けられるよう適切な環境を整えます。

(2) 教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上と就学前教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

(3) 小学校との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を保障するため、就学前教育・保育と小学校教育への円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫を図り、園所と小学校がこどもの育ちや学びを共有することにより、切れ目ない教育・保育の質の向上を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、市民代表、こどもの保護者代表、こども施策に関する事業の従事者等により構成する「近江八幡市こども・子育て会議」にて議論を重ねてきました。

また、子育て世帯及びこどもを対象としたアンケート調査や、当事者であるこども・若者の意見聴取の実施により、幅広く意見をいただいたものを反映しています。

計画の推進にあたっては、こども・若者の意見や子育て当事者の意見を聞きながら、関係各課、各種関係機関、団体、企業等が連携し、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、引き続き「近江八幡市こども・子育て会議」において、重点事業や法定事業の進捗管理ならびに対策の検討を進めていきます。

2 こども・若者の意見を施策に反映させる取組

こども基本法において、「すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念とされています。

本市においても、こども・若者が対象となる施策について、当事者であるこども・若者自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見を施策に反映することなどについて、本計画の施策としており、市全体で取り組んでいく必要があります。

計画の推進にあたっては、様々なこども・若者施策の所管課において、こども・若者の意見聴取や施策反映が進むよう、好事例の共有や庁内外での横展開を図っていきます。

3 進捗管理、評価・見直し

本計画を効果的に推進していくため、年度ごとに点検・評価を行い、その結果をふまえたうえで取組の充実や見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し、計画的かつ円滑に推進していきます。

また、計画に定める事業・取組内容や事業量等については、社会情勢の変化や市として新たに把握したデータに基づくニーズ量等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

資料集

1 近江八幡市こども・子育て会議 委員名簿

計画策定期間（令和7年度（2025年度））中の委員

◎は会長、○は副会長

委員の区分	氏 名	所属機関	備考
こども施策に関し学識経験を有する者	◎中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	
	榎本 祐子	びわこ学院大学短期大学部准教授	
	原 未来	滋賀県立大学人間文化学部准教授	
市民の代表	浅井 雅	公募委員	
	大橋 由喜	公募委員	
子どもの保護者の代表	神谷 千花	【放課後児童クラブ代表】 近江八幡市学童保育連絡協議会	
	大川 裕之	【保育所・認定こども園保護者代表】 公私立保育園(所)・こども園保護者会連合会	
	中嶋 亜希子	【幼稚園保護者代表】 近江八幡市PTA連合会	
こども施策に関する事業に従事する者	松本 共子	近江八幡市民生委員児童委員協議会	
	○久木 康行	【放課後児童クラブ運営】 社会福祉法人ほおの木	
	重野 弘樹	近江八幡市社会福祉協議会	
	秋村 加代子	【障がい児者当事者・当事者家族団体】 特定非営利活動法人近江八幡市手をつなぐ育成会	
	伊崎 葉子	【利用者支援事業等運営】 NPO 法人 ほんわかハート	
	井上 和美	【保育所・認定こども園長代表】 近江八幡市保育協議会	
	森 茂次	【小・中学校長代表】 近江八幡市小中学校長会	
その他市長が必要と認めるもの	山本 清八郎	近江八幡・竜王少年センター	
	朽木 弘寿	特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀	
	柳生 強	近江八幡市青少年育成市民会議	
	大更 秀尚	近江八幡市教育委員会	
	東山 孝三郎	近江八幡市まちづくり協議会連絡会	
	西村 静恵	おうみはちまん親子応援団「ぱびゅべぽ」	
	中江 昂太	びわこ学院大学 学生	

2 計画策定経過

(1) 近江八幡市こども・子育て会議 開催状況

回	開催日	概 要
1	令和7年7月29日	・近江八幡市の児童の状況について ・(仮称)近江八幡市こども計画の策定方針について ・(仮称)近江八幡市こども計画の策定スケジュールについて
2	令和7年10月25日	・(仮称)近江八幡市こども計画の計画期間及び計画名称について ・(仮称)近江八幡市こども計画の基本理念について ・(仮称)近江八幡市こども計画の基本目標及び事業について ・(仮称)近江八幡市こども計画策定にかかるこども・若者への意見聴取の実施について
3	令和8年1月6日	・(仮称)近江八幡市こども計画の素案(案)について
4	令和8年2月9日～ 2月27日	・パブリックコメントの実施 ○意見数：2件
5	令和8年3月10日	・パブリックコメントの実施結果及び回答について ・計画(案)について ・こども・若者の意見聴取のフィードバックの実施報告について

3 こども・若者の意見聴取

本計画の策定にあたり、当事者であるこども・若者の意見を施策に反映させることを目的として、「こども・若者の居場所」をテーマとして、こども・若者の意見聴取を実施しました。

(1) 高校生以上の若者の居場所を利用するこども・若者へのヒアリング

○実施日：令和7年11月1日（土）

○実施場所：隠れ家琥珀（近江八幡市内）

○対象者：隠れ家琥珀が運営するフリースペースを利用するこども・若者

○対象者数：高校生の年齢以上から20代のこども・若者 8名

○質問内容：近江八幡市の好きなところ・いいなあと思うところ、家や学校以外であったらいいと思う場所やサービスについて 等

主な意見

- ・学校帰りに勉強やリラックスするための若者専用のスペースがほしい
- ・フリースクールや居場所がもっと多くほしい
- ・人とつながれたり、悩みなどを相談できたりする場所はとても大切である
- ・居場所の利用人数は多すぎない方が居心地がよい

本計画への反映状況

- ・こども・若者の意見を聞きながら、オープンな居場所づくりやニーズに応じた居場所づくりを検討します。「P66 ②こども・若者の居場所づくりの検討」

4 用語解説

【か行】

教育・保育施設

認定こども園法第2条6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条に規定する保育所の総称

コーホート変化率法

各コーホート（同年に出生した集団）の、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法（平成24年法律第65号）

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法（平成25年法律第64号）

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

1989年11月に国連総会にて採択された世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束した、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される社会の形成を目的とする法（平成15年法律第120号）

食育

様々な経験を通し「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進を図ること

【な行】

乳児等通園支援事業（こどもだれでも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談ならびに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

- 1
- 2 **【は行】**
- 3 **晩産化**
- 4 女性の平均初産年齢（第1子出産年齢）が上昇すること
- 5
- 6 **プレコンセプションケア**
- 7 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すこと
- 8
- 9 **ポスト青年期の者**
- 10 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力
- 11 を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
- 12
- 13 **【や行】**
- 14 **ヤングケアラー**
- 15 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者